

北区国土強靱化地域計画
(案)

令和3年12月
東京都北区

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 地域防災計画との関係	3
4 計画期間	3
5 計画の策定手順及び構成	4
第2章 地域特性と想定する災害リスク	5
1 地域特性	5
2 想定する災害リスク	12
3 本区における近年の災害	18
4 アンケート調査	21
5 本区の課題	26
第3章 基本目標と事前に備えるべき目標	28
1 基本目標	28
2 事前に備えるべき目標	28
第4章 リスクシナリオ・施策分野の設定	29
1 リスクシナリオの設定	29
2 施策分野の設定	30
第5章 脆弱性の分析・評価と対応方策	31
1 リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価と対応方策.....	31
第6章 計画の推進と進捗管理	57
用語解説	58

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策のあり方が問われることとなりました。そうした中、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」です。

強靱化とは「強くしなやか」という意味であり、「レジリエンス」とも訳されています。そのため、国土強靱化（ナショナルレジリエンス）とは国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものです。

国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月には、「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。）を策定するなど、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めていくための枠組みを整備してきました。

また、東京都では、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、「東京都国土強靱化地域計画」を策定しています。

区はこれまでも、東日本大震災以降、「東京都北区地域防災計画」の改定など必要な防災・減災対策の見直しを行ってきました。しかしながら、激甚化・頻発化する豪雨災害や首都直下地震の切迫性などから、防災・減災対策の取組を一層加速していく必要があります。

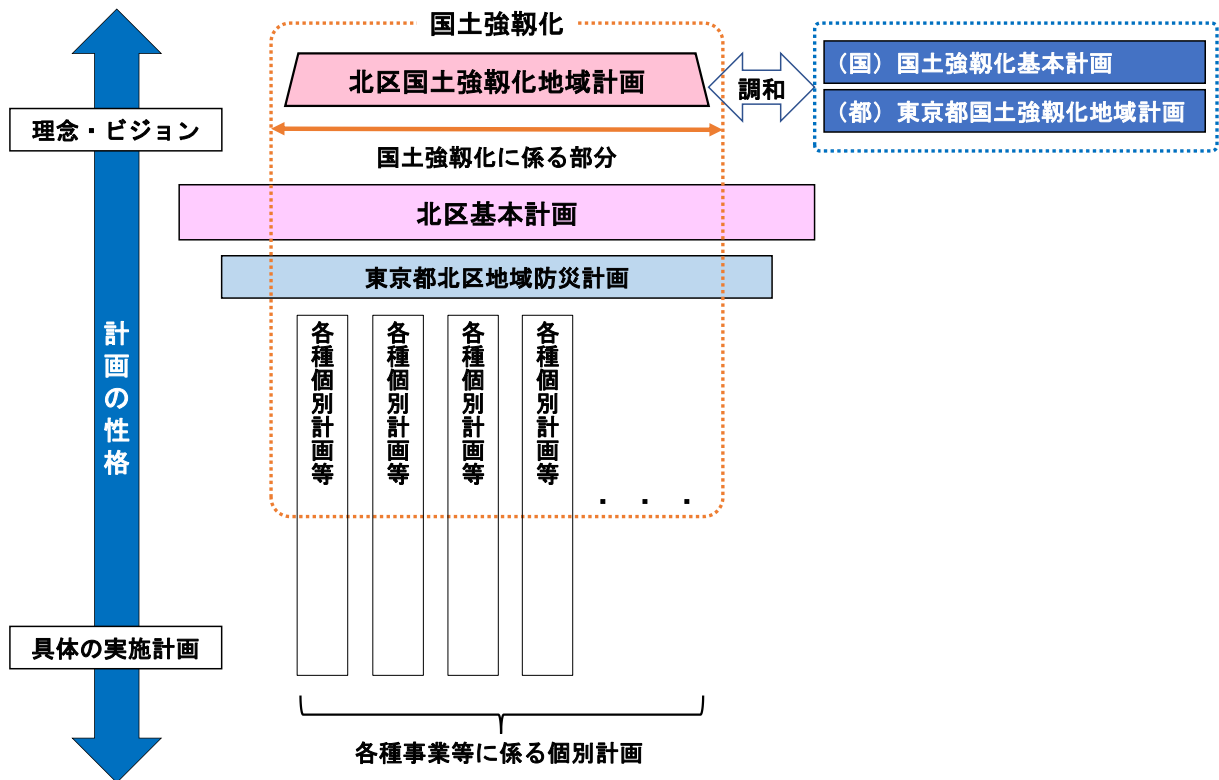
基本法第 13 条では、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、国土強靱化地域計画を当該自治体の国土強靱化に係る他の計画等の指針として定めることができるとしています。そのため、本計画の策定は、本区における防災・減災の取組を加速することに繋がります。また、国は、交付金・補助金等について、国土強靱化地域計画に明記された事業に対して重点配分や優先採択の方針を示していることから、強靱化の推進に向けた財源確保にも資するものです。

以上のことから、本区の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため「北区国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

北区国土強靱化地域計画は、基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画との調和が保たれた計画です。

また、本計画は、区政の基本方針である北区基本計画と整合を図りつつ、防災・減災にかかる施策の指針として、本区において既に策定されている様々な計画や、それに基づく具体的な取組を「国土強靱化の観点」で束ねるものです。



3 地域防災計画との関係

地域防災計画は、自然災害から、区民の生命・身体及び財産を守るため、地震や風水害の「リスク」を特定し、発災前の「予防対策」、発災時の「応急・復旧対策」、発災後の「復興」の体制等を定めた災害時における対応の要となる計画です。

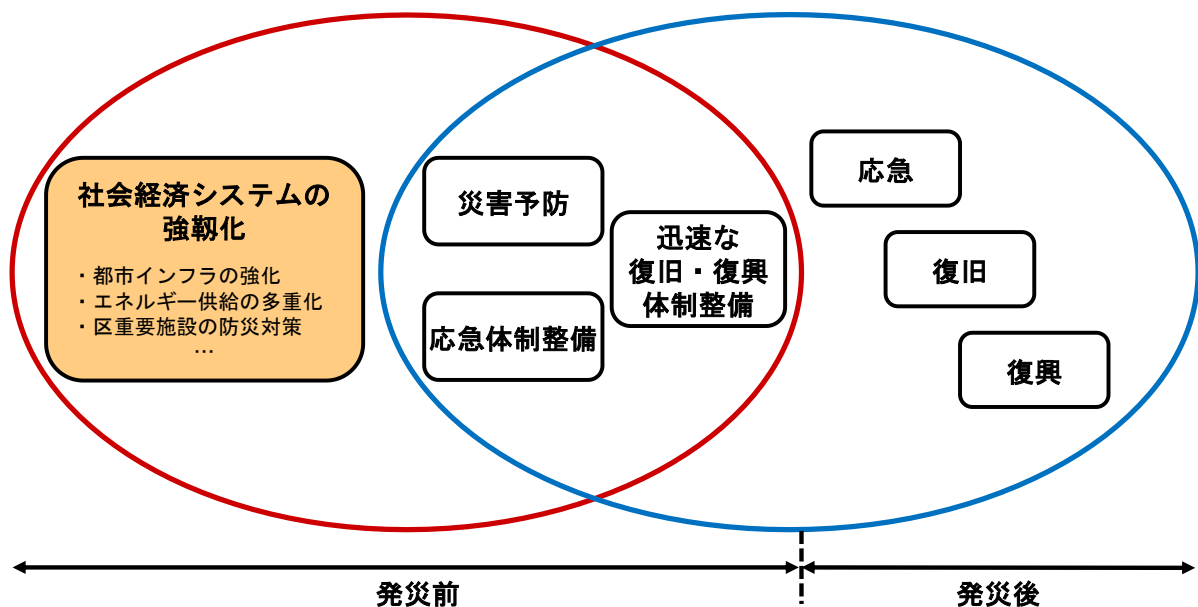
一方、国土強靱化地域計画は、国が示す国土強靱化を推進する上での基本的な方針に基づき、災害に強いまちにしておくための平時（発災前）からの取組を位置づけた計画です。

表 国土強靱化地域計画と地域防災計画の主な違い

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災前後
施策の設定方法	脆弱性の分析・評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



4 計画期間

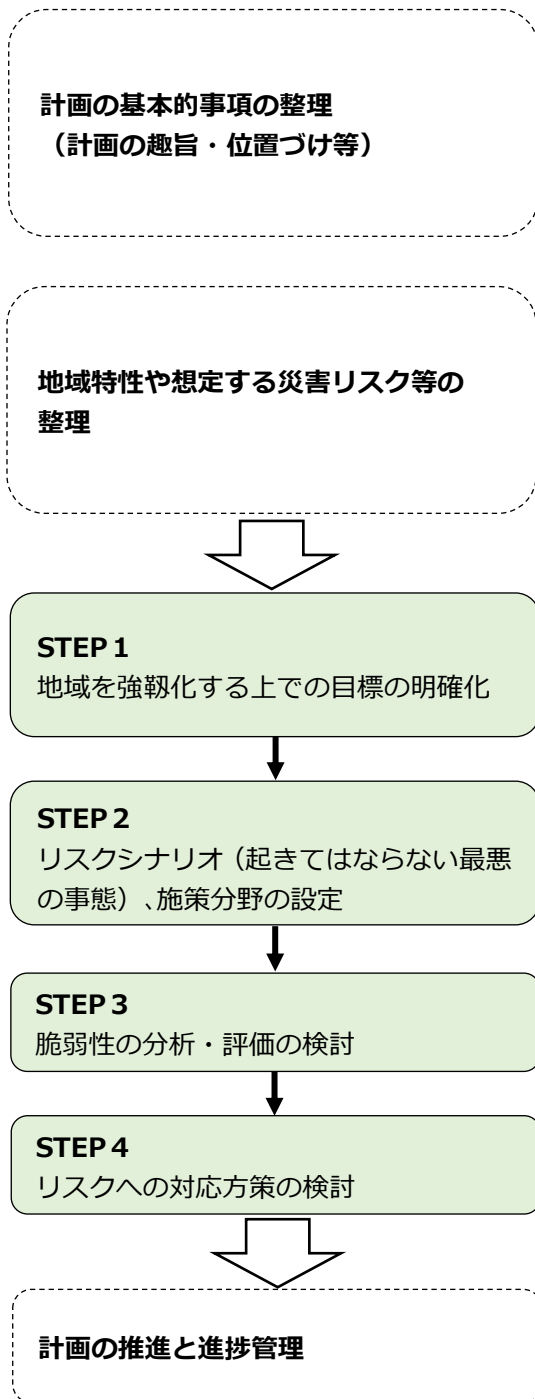
国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画と同様、本計画は具体的な計画期間の設定をしておりません。

なお、国土強靱化基本計画では、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うとしています。

そのため、今後の見直しについては、北区基本計画と連携を図りながら、国や東京都の動向や社会情勢等の変化により必要に応じて行うこととします。

5 計画の策定手順及び構成

本計画は、以下のSTEPで検討を進め、右側の章立ての構成で記載しています。



第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 地域防災計画との関係
- 4 計画期間
- 5 計画の策定手順及び構成

第2章 地域特性と想定する災害リスク

- 1 地域特性
- 2 想定する災害リスク
- 3 本区における近年の災害
- 4 アンケート調査
- 5 本区の課題

第3章 基本目標と事前に備えるべき目標

- 1 基本目標
- 2 事前に備えるべき目標

第4章 リスクシナリオ・施策分野の設定

- 1 リスクシナリオの設定
- 2 施策分野の設定

第5章 脆弱性の分析・評価と対応方策

- 1 リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価と対応方策

第6章 計画の推進と進捗管理

第2章 地域特性と想定する災害リスク

1 地域特性

(1) 地形

北区は、東京都の北東部、23区の北部に位置し、北は埼玉県川口市と戸田市、東は荒川区と足立区、西は板橋区、南は文京区と豊島区に接しています。東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状であり、面積は20.61km²、東京23区で11番目の大きさです。

区の地形は、武蔵野台地の東端部に連なる崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられています。台地部は、標高20~30mの起伏のない平坦地で、関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われており、その間に石神井川などの中小河川が浸食した標高10~20mの谷地形が入り込んでいます。低地部は、標高10m未満の荒川の沖積低地であり、軟弱な地盤が広がっています。昭和初期に荒川の流路直線化や荒川放水路（現在の荒川）が開通するまでは、現在の隅田川や新河岸川が度々氾濫していました。

また、台地と低地の境を中心に坂道が多くあり、徒歩や自転車での移動に負担が大きく、災害時における避難行動への影響も懸念されます。

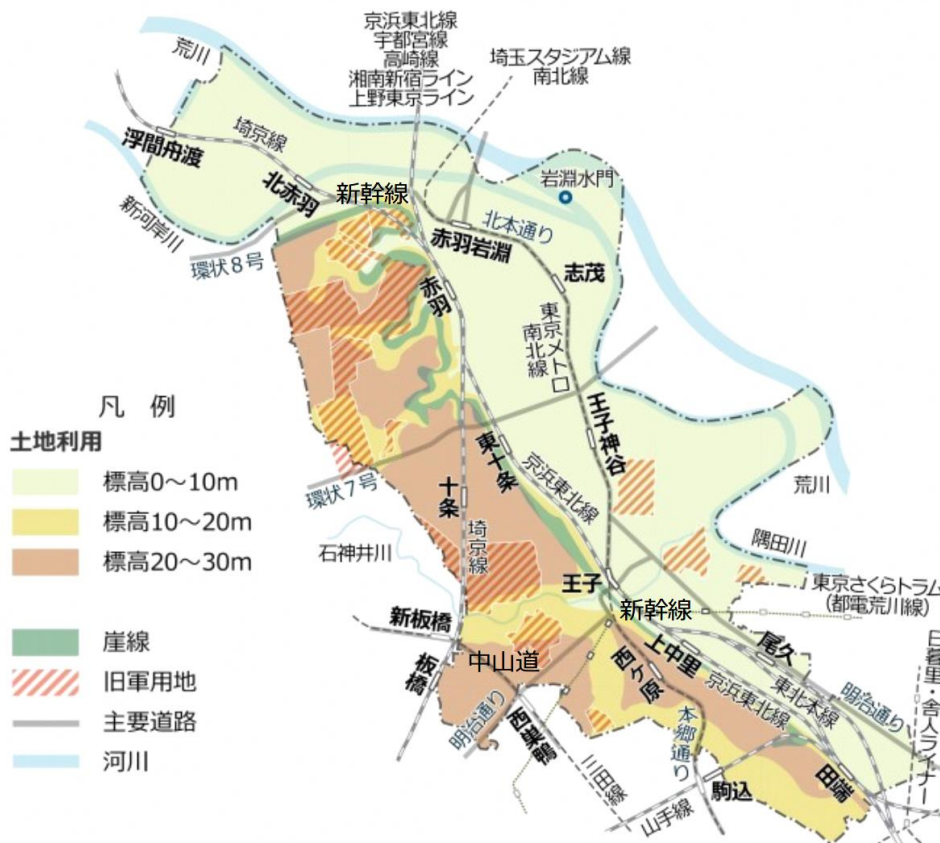


図 本区の地形など

出典：北区都市計画マスタープラン 2020（令和2年7月）

(2) 土地利用

2017年の土地利用現況図によると、北区全域の土地利用割合は、住宅用地が30%以上を占めており、商業用地は約7%、工業用地は約5%となっています。

北区全域に独立住宅（戸建）が立地しており、浮間地区の工場や赤羽西地区の大規模団地など、大規模な土地利用が点在していることも特徴です。また、荒川河川敷や飛鳥山公園、赤羽自然観察公園などの大規模な公園緑地も見られます。

2012年から2017年にかけての土地利用の変化をみると、区全域の工業用地の面積が153,060m²（約13%）減少している一方、住宅用地の面積が167,790m²（約2%）増加し、工業用地から主に住宅用地への転換が進んでいます。

北区緑の実態調査報告書（2019年）によると、緑被地や水面の割合を示すみどり率は約26%となっています。

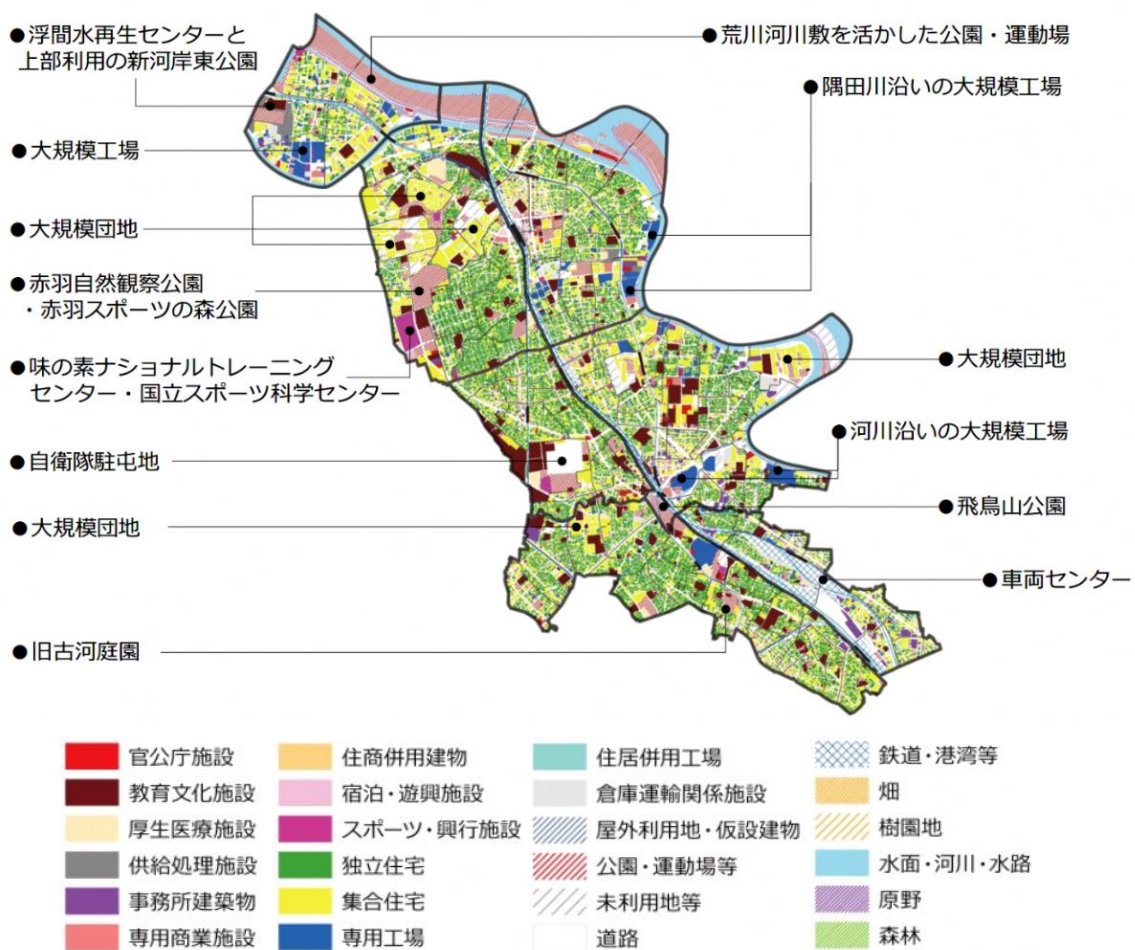


図 北区土地利用現況図（2017年）

出典：北区土地利用現況調査（2017年）

表 2012年から2017年にかけての土地利用面積の増減 (m²)

	公共用地	商業用地	住宅用地	工業用地	公園、 運動場等	道路	農用地	その他
北区	-24,377	10,932	167,790	-153,060	41,075	3,436	-897	-44,896
浮間 地区	2,458	14,510	25,758	-32,682	1,248	-3,084	-771	-7,433
赤羽東 地区	7,049	-165	25,237	-23,922	17,001	9,571	0	-34,777
赤羽西 地区	-46,429	3,132	-24,695	-9,317	30,100	339	-261	47,132
王子東 地区	-7,991	-4,507	34,666	-69,723	-6,026	-3,778	135	57,227
王子西 地区	3,795	-1,848	27,056	-1,012	-1,870	-1,228	0	-24,897
滝野川 東地区	3,320	5,837	21,021	-11,479	2,184	-934	0	-19,945
滝野川 西地区	13,422	-6,026	58,747	-4,925	-1,561	2,550	0	-62,204

出典：北区 土地利用現況調査 (2012年、2017年)

表 北区全域のみどり率

	面積	割合
みどり率	525.98ha	25.54%

出典：北区 北区緑の実態調査報告書 (2019)

(3) 木造住宅密集地域

東京都では、戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街地・高密度化が進行し、木造住宅密集地域が形成されました。

本区における木造住宅密集地域は、主に十条、志茂、西ヶ原などに分布しており、令和元年度末の不燃領域率は、十条・赤羽西地域で 56.1%、志茂地域で 57.1%、西ヶ原・巢鴨地域で 62.5%となっており、市街地の延焼の危険性がほぼなくなるとされている 70%には達していない状況です。

これらの地域では、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造住宅が多いことから、地震時における火災の延焼リスクが高く、早急に改善を図る必要があります。しかしながら、居住者自身の高齢化や複雑な土地権利関係、狭小敷地の問題に加え、狭い道路や行き止まりの道路が多く接道条件が満たせない等の理由により、木造住宅密集地域の改善（不燃化建替えの促進、老朽家屋の除却、道路や公園の整備など）が進みにくい状況にあります。

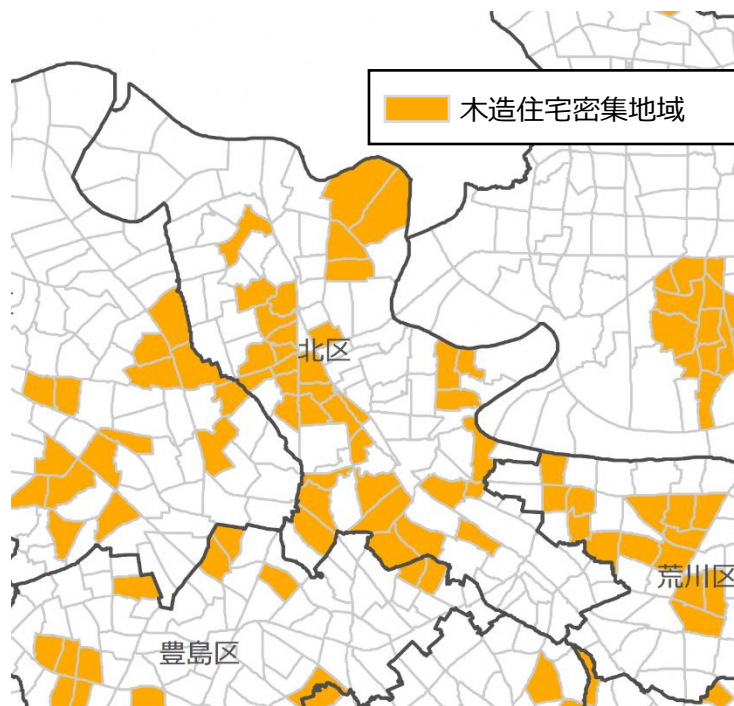


図 木造住宅密集地域（令和3年3月31日時点）

出典：東京都都市整備局 防災都市づくり推進計画 ビジュアル版をもとに作成

(4) 交通

鉄道は、JR 宇都宮線、JR 高崎線、JR 上野東京ライン、JR 湘南新宿ライン、JR 京浜東北線が区のほぼ中央を南北に通っており、その西側を埼京線、概ね東側を東京メトロ南北線が通っています。また、区の東西方向に東京さくらトラム（都電荒川線）が通っています。

主要な道路としては、区の中央を東西に環状7号線が、北部を環状8号線が通っているほか、明治通りや北本通り、首都高速道路なども通っています。

公共交通によるネットワークは、主に、鉄道、都電、路線バス、コミュニティバス（Kバス）で構成されており、主要駅として、赤羽駅、王子駅、田端駅があります。

路線バスの多くは赤羽駅、王子駅、田端駅に発着しており、区内の各地域や区外の周辺地域とを結んでいます。なお、北区のコミュニティバス（Kバス）は、これらを補完する公共交通として、区内で公共交通機能の向上が必要な箇所と駅を結び2路線を運行しています。



図 移動の目的地となるような主要施設
出典：北区地域公共交通計画（令和3年3月）

(5) 人口

本区の人口は、令和3年1月1日現在で、353,158人となっており、世代別割合は、14歳以下が10.5%、15歳～64歳が64.8%、65歳以上が24.7%となっています。本区の総人口（年齢不詳を含む）は、平成23年の333,992人から令和3年の353,158人（19,166人増：5.7%増）と増加傾向にあります。また、高齢化率は23区内で第2位と高いことが特徴です。

将来人口は、令和18年の約36.5万人がピークになると推計されています。また、高齢者人口は、令和13年までは減少傾向が続き、以後は増加すると推計されています。

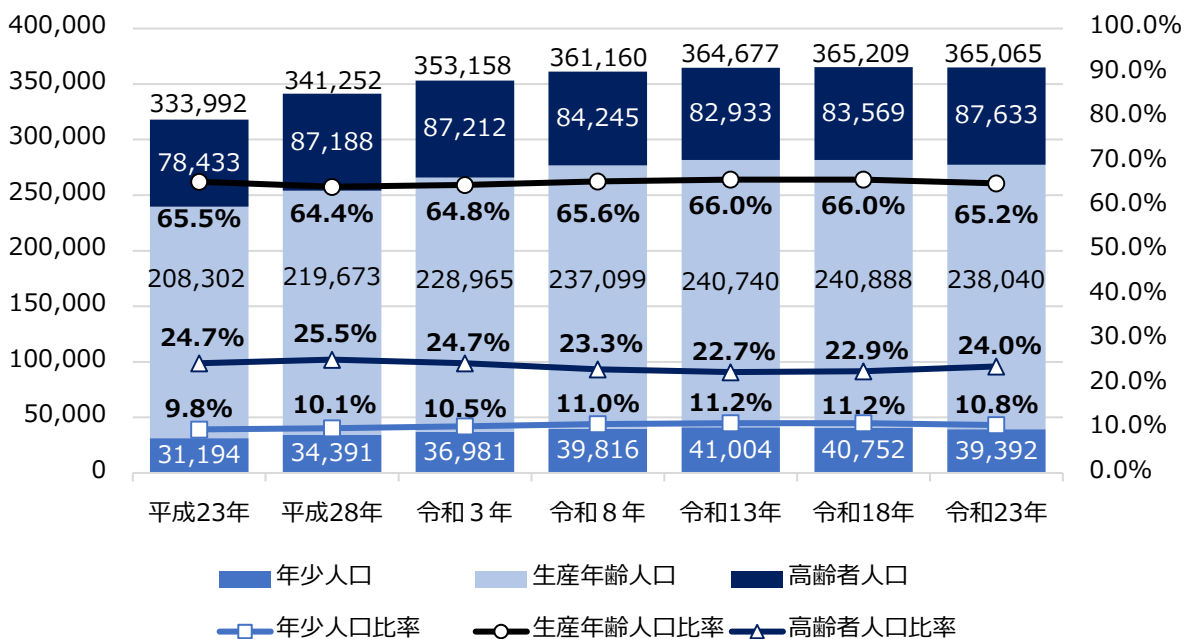


図 本区の総人口と年齢3区分別人口の推移
出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

外国人総人口は、平成23年は16,063人でしたが、令和3年には22,271人（6,208人増：38.6%増）と増加傾向にあり、令和23年には31,763人となると推計されています。



図 本区における外国人総人口の推移
出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

単独世帯数は、令和3年は100,875世帯ですが、10年後の令和13年には106,041世帯（令和3年から5,166世帯増：5.1%増）、20年後の令和23年には107,112世帯（令和3年から6,237世帯増：6.2%増）になると推計されています。

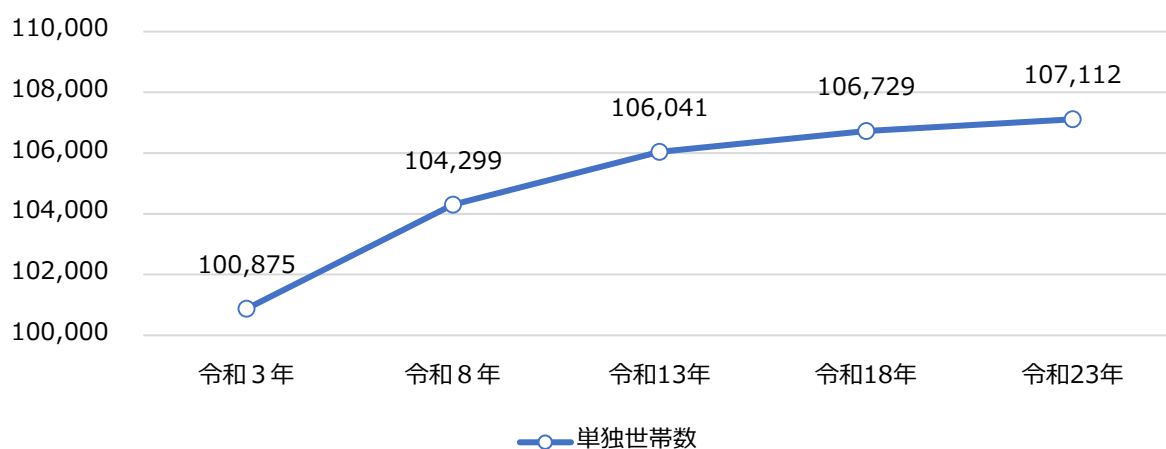


図 本区の単独世帯数の推移

出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

地区別の人口は、王子東地区や滝野川西地区で多く、荒川の浸水想定区域である低地部に多くの区民（北区の総人口の6割）が居住しています。

表 地区別の総人口の推移

	令和3年 2021年	令和8年 2026年	令和13年 2031年	令和18年 2036年	令和23年 2041年	令8/3 増減率	令13/8 増減率	令和18/13 増減率	令和23/18 増減率	令和23/3 増減率
浮間	24,291	24,913	25,429	25,768	25,830	2.6%	2.1%	1.3%	0.2%	6.3%
赤羽西	62,657	62,717	62,701	61,087	59,614	0.1%	0.0%	-2.6%	-2.4%	-4.9%
赤羽東	55,382	58,367	60,272	60,897	61,771	5.4%	3.3%	1.0%	1.4%	11.5%
王子西	31,592	31,983	31,159	30,085	28,917	1.2%	-2.6%	-3.4%	-3.9%	-8.5%
王子東	82,039	82,979	82,621	83,204	82,648	1.1%	-0.4%	0.7%	-0.7%	0.7%
滝野川西	75,251	77,534	79,231	80,493	81,972	3.0%	2.2%	1.6%	1.8%	8.9%
滝野川東	21,946	22,667	23,264	23,675	24,313	3.3%	2.6%	1.8%	2.7%	10.8%
計	353,158	361,160	364,677	365,209	365,065	2.3%	1.0%	0.1%	0.0%	3.4%

出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

2 想定する災害リスク

(1) 地震災害

首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月）によると、首都直下地震の中でも、特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする東京湾北部地震（M7.3、冬の 18 時、風速 8 m）が発生した場合、本区は、震度 6 弱から震度 6 強の揺れにみまわれるものと想定されています。この地震による死者は、126 人、負傷者は、2,837 人と想定されており、死者 126 人の発生要因の約 8 割は、ゆれによる建物倒壊や家具等の転倒によるものとされています。また、避難者は 73,410 人、帰宅困難者は 69,466 人と想定されています。

(2) 液状化被害

東京湾北部地震が発生した場合、地盤が軟弱な低地部において液状化現象が発生する可能性が高くなっています。液状化現象の発生にともない、地上の建物や道路などが沈下したり傾いたりするだけでなく、電柱の転倒による停電、水道管の浮き上がりによる断水などライフラインへの影響も懸念されています。

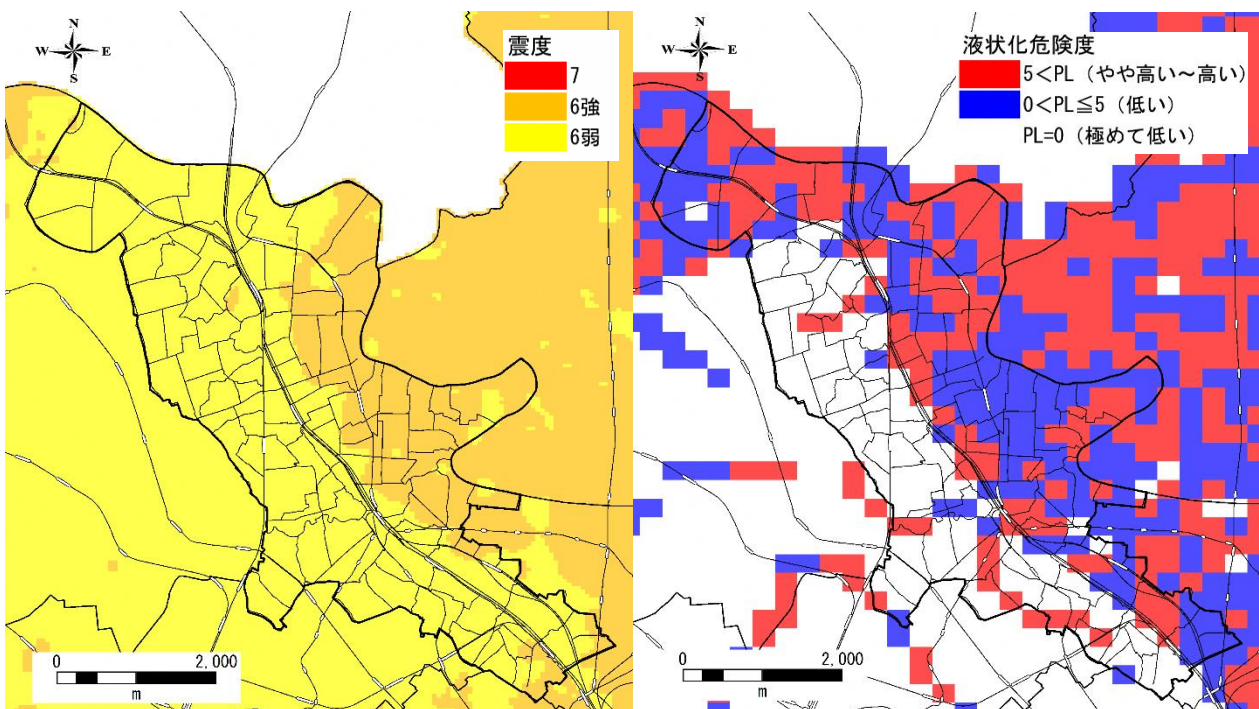


図 震度分布図（東京湾北部地震(M7.3)） 図 液状化危険度分布図（東京湾北部地震(M7.3)）

出典：東京都防災会議 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）

■東京湾北部地震の被害想定

【地震の規模等】

前提条件	
地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3（震度別面積率：6弱 74.3%、6強 25.7%）

【被害想定】

条件	規模		東京湾北部地震（M7.3）					
	時期及び時刻		冬の朝 5時		冬の昼 12時		冬の夕 18時	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
建物被害	原因別 建物 全壊	ゆれ（棟）	2,658		2,658		2,658	
		液状化（棟）	29		29		29	
		急傾斜地崩壊（棟）	104		104		104	
		計	2,792		2,792		2,792	
	火災	焼失棟数（棟）	193	200	288	300	619	643
		倒壊建物を含まない						
	ライフ ライン	電力（停電率）	10.5%		10.6%		11.3%	
		固定電話（不通率）	0.7%		0.8%		1.7%	
		ガス（供給停止率）	0.0～57.9%		0.0～57.9%		0.0～57.9%	
		上水道（断水率）	32.6%		32.6%		32.6%	
		下水道（管きよ被害率）	26.0%		26.0%		26.0%	
		エレベーター閉じ込め台数（台）	97	98	98	98	99	99
		震災廃棄物（万t）	100	100	100	100	101	101
人的被害	死者（人）	184	184	103	104	125	126	
	うち要配慮者死者数（人）	102	103	75	75	93	94	
	負傷者（人）	4,298	4,298	2,534	2,534	2,836	2,837	
	うち重傷者（人）	393	393	239	239	267	268	
	避難者（人）	71,534	71,565	71,931	71,982	73,310	73,410	
	滞留者（人）	—	—	247,350		247,350		
	うち帰宅困難者数（人）	—	—	69,466		69,466		
	自力脱出困難者	1,328		774		865		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

出典：東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）（平成30年3月改定）

(3) 地域危険度

東京都が公表した地域危険度調査報告書（平成 30 年 2 月）によると、建物倒壊危険度は、上中里 3 丁目、岸町 2 丁目 でランク 5 となっており、ランク 4 の地域も低地部を中心に存在しています。また、火災危険度は、木造住宅密地域の多い岩淵町、上中里 3 丁目、岸町 2 丁目、志茂 2 丁目、4 丁目、5 丁目、中十条 2 丁目 でランク 5 となっており、ランク 4 の地域も十条地区を中心に存在しています。さらに、建物倒壊危険度、火災危険度に災害時活動困難度を加味して総合化した総合危険度は、上十条 5 丁目、上中里 3 丁目、岸町 2 丁目、栄町、志茂 4 丁目、志茂 5 丁目 でランク 5 となっており、特に震災時における危険性が高いエリアとなっています。

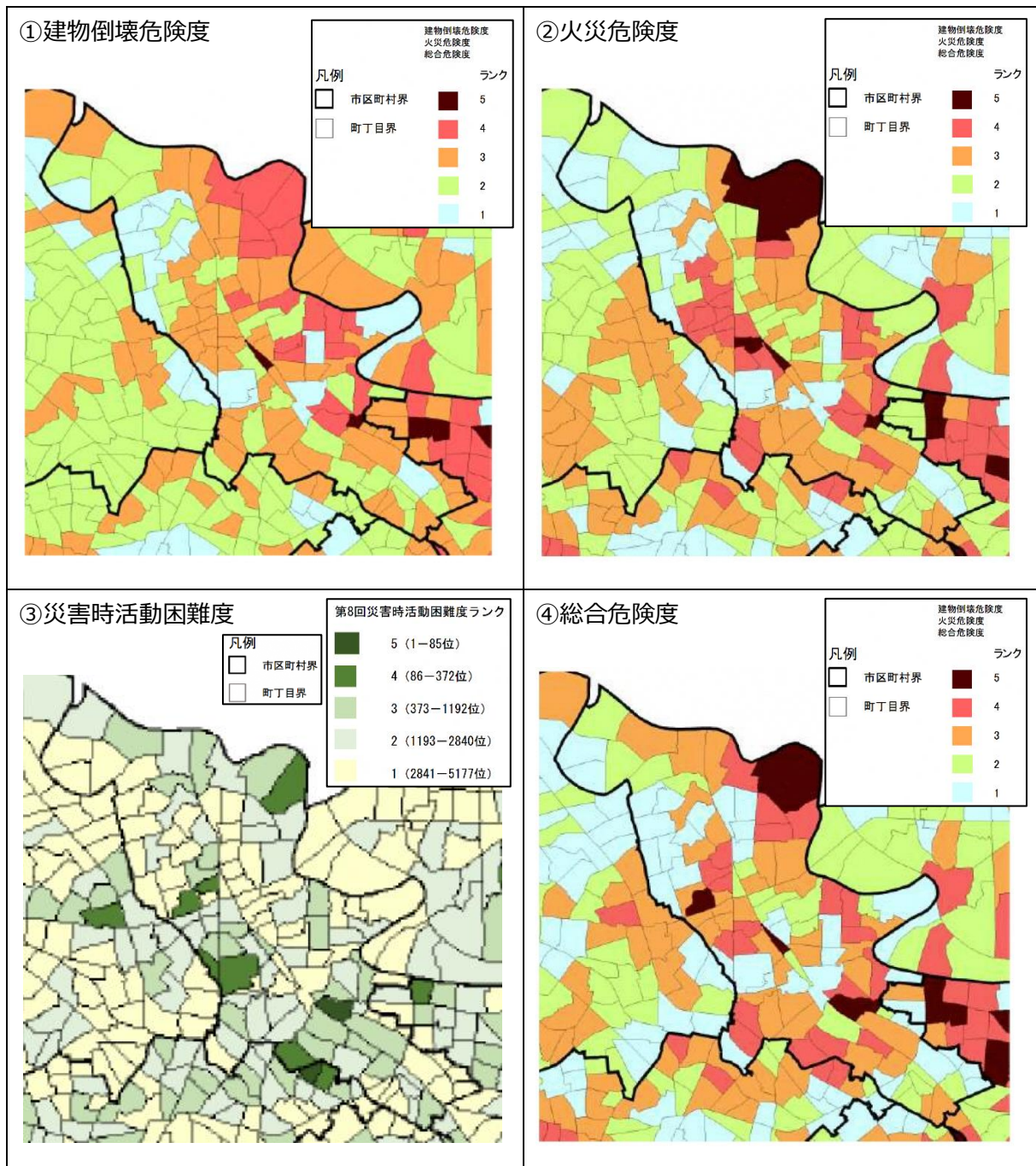


図 地域危険度の分布

出典：東京都都市整備局地震に関する地域危険度測定調査報告書（第 8 回）（平成 30 年 2 月）

(4) 土砂災害

区内には、土砂災害警戒区域が 95 区域、そのうち土砂災害特別警戒区域が 71 区域指定されており、主に台地と低地の境目に分布しています。(平成 30 年 5 月 31 日時点)。

これらの区域では、長雨や大雨によって地盤が緩むことで斜面が崩れ落ちる等の災害が発生する恐れがあります。

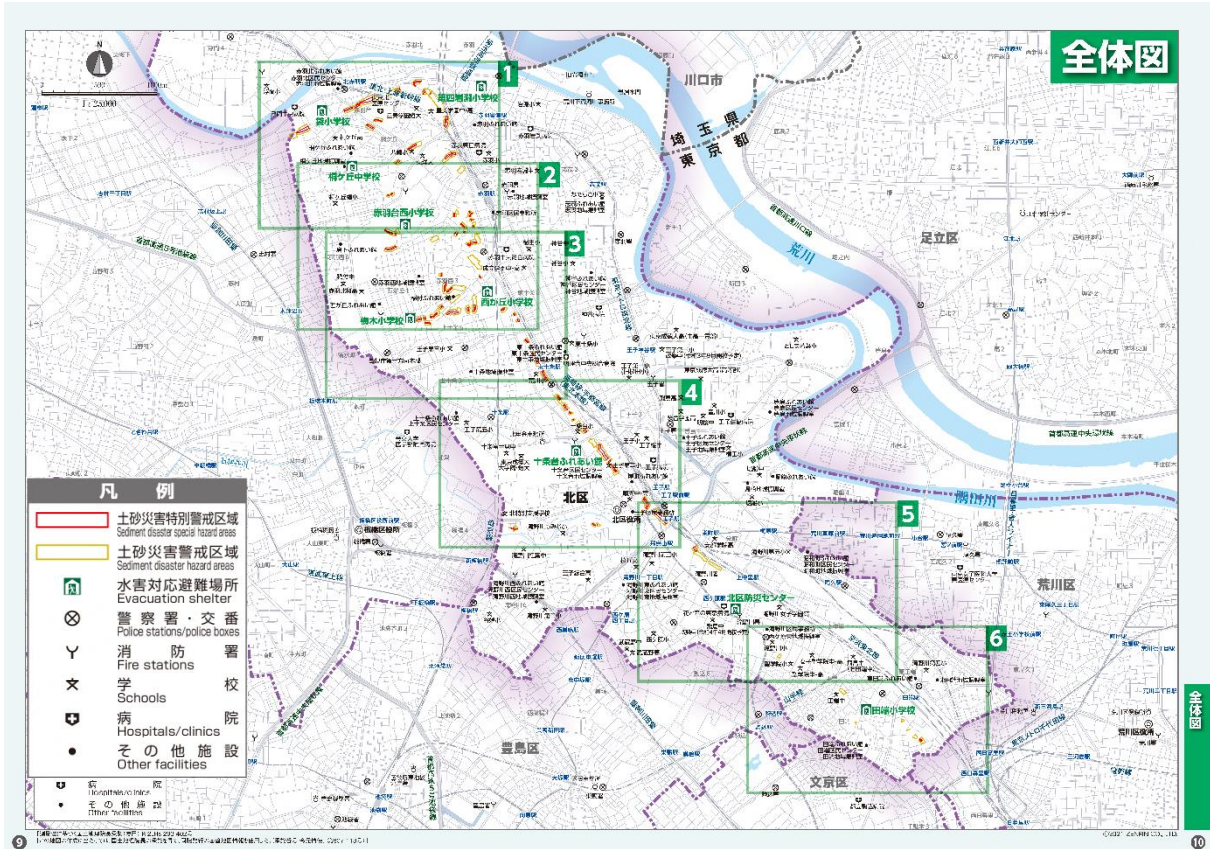


図 土砂災害警戒区域等の分布

出典：北区土砂災害ハザードマップ（令和 3 年 4 月）

表 本区における指定状況

指定日	指定された地域	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数
平成 28 年 3 月 9 日	赤羽北、赤羽台、赤羽、桐ヶ丘、赤羽西、岸町、王子、王子本町、西ヶ原の各一部の地域	25	23
平成 30 年 5 月 31 日	赤羽北、赤羽台、赤羽西、西が丘、上十条、十条仲原、中十条、岸町、王子本町、滝野川、西ヶ原、田端の各一部の地域	70	48
	計	95	71

出典：北区ホームページ

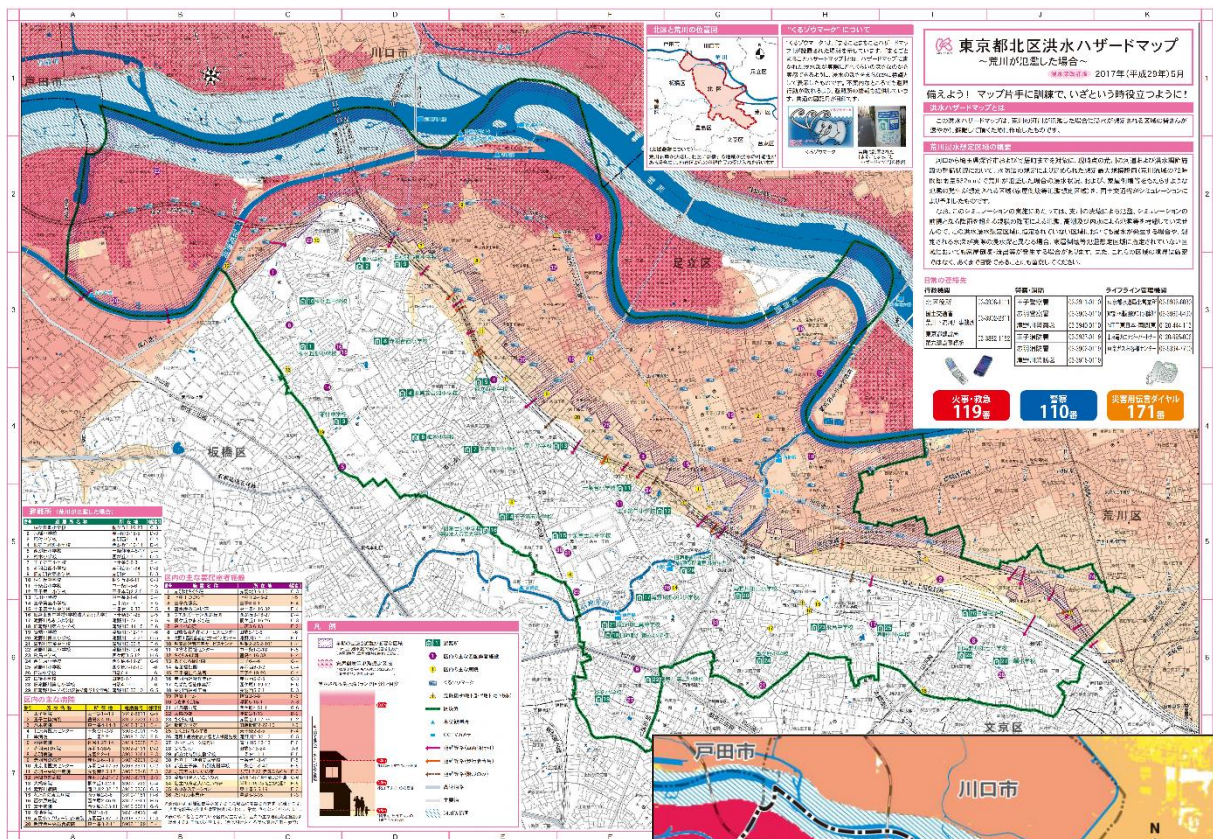
(5) 大規模水害

国土交通省荒川下流河川事務所は、平成 28 年 5 月に荒川水系荒川洪水浸水想定区域図を公表しました。この浸水想定区域図は、想定しうる最大規模降雨（荒川流域における 72 時間の総雨量 632mm）を前提としています。

本区は、これをもとに平成 29 年 5 月に「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正・公表しました。

本ハザードマップでは、荒川が氾濫した場合、浮間、岩淵町、志茂の各地区で、最大 5m 以上もの高さまで浸水すると想定しており、浸水する多くの地域では、2 週間以上もの間、水が引かないとしています。

なお、大規模水害時に避難をしなければならない住民（避難者）は、低地部に住んでいる約 20 万人（北区の総人口約 35 万人の 6 割）になると想定されます。

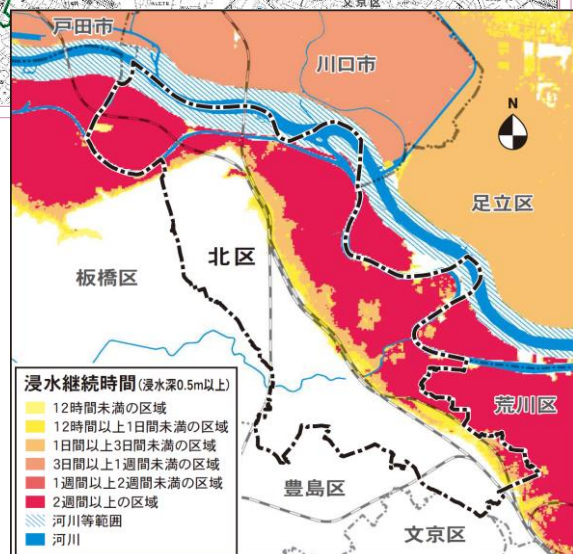


図（上） 荒川が氾濫した場合の浸水想定区域図

図（右） 長期間水が引かない地域

出典：東京都北区洪水ハザードマップ

（平成 29 年 5 月）



(6) 都市型水害

東京都は、都民に大雨による水害の危険性を周知し、都民の事前の備えや避難に役立てるため、平成13年8月に神田川流域の浸水想定区域図を、平成15年5月に隅田川・新河岸川及び石神井川流域における浸水予想区域図を公表しました。この浸水予想区域図は、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量2日で589mm、時間最大雨量114mm）並みの雨が降った場合に予測される洪水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

本区は、これをもとに平成20年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合（外水および内水氾濫）～」を策定・公表しました。

本ハザードマップでは、隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合、特に、隅田川・新河岸川沿いに位置する浮間、赤羽、岩淵町、志茂、神谷、豊島、堀船の各地区で広く浸水すると想定しており、浸水深は、最大で2～5mとしています。

また、高台地域の一部や東十条付近を除く区内のほぼ全域で、下水道の処理能力を超えることによる内水氾濫の発生も想定しています。

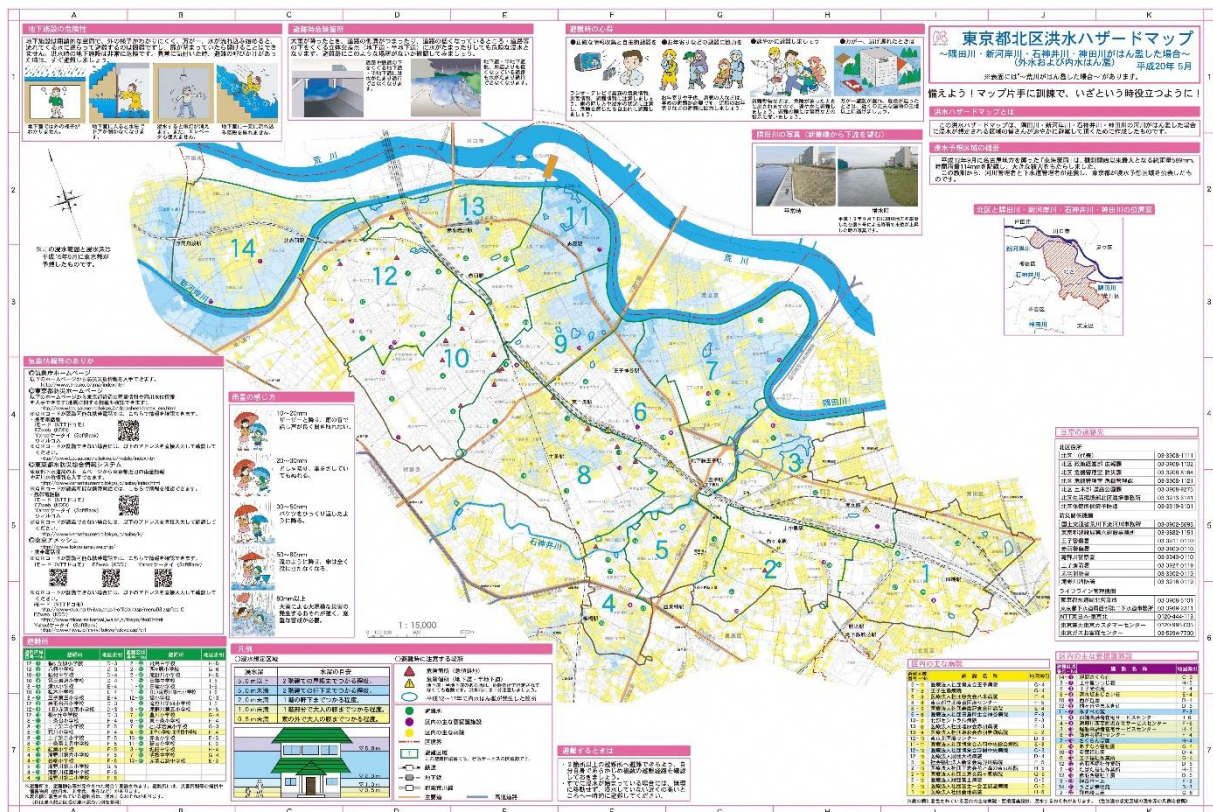


図 隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：東京都北区洪水ハザードマップ（平成20年5月）

3 本区における近年の災害

(1) 地震災害（東日本大震災）

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 14 時 46 分頃、三陸沖(北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分)を震源とする地震が発生しました。国内観測史上最大規模のマグニチュード 9.0 を記録し、本区では最大震度 5 弱を観測しました。この地震により本区においても負傷者や避難者が発生し、住家被害では全壊が 3 棟、半壊や一部損壊も多く発生しました。都内では、液化化現象も発生し、23 区東部で建物被害が生じました。また、地震の影響により各地で停電が発生したほか、発災直後から鉄道が運行停止し、多くの帰宅困難者が発生するとともに、道路でも大渋滞が発生しました。

【参考】東日本大震災における被害状況（都内）

被害区分	被害状況
人的被害	○立体駐車場の一部崩落や天井の落下などにより、死者 7 名、負傷者 116 名が出るなどの被害となりました。
住家被害	○全壊、半壊等が 3,500 棟を超え、火災も 33 件発生し、132 箇所でブロック塀が倒れる被害がありました。
ライフライン被害	○発災から 1 ヶ月後には、福島第一原子力発電所の事故等による計画停電が実施され、病院・診療所・介護施設や在宅療養者の使用する医療機器等の電源確保で混乱が生じました。
交通被害	○首都圏の鉄道は、全面的に運行を停止し、施設の安全確認を行いました。3 月 11 日の 24 時までには各社おおむね運行再開したものの、帰宅者が集中したことで混乱が生じました。 ○道路交通については、首都高速道路全線の通行止めと鉄道の運転停止により、自動車利用者が増加したため、都内で激しい渋滞が発生しました。この渋滞により、都内の物流が混乱・停止し、小売店等で商品が届かなくなる事態が発生しました。
通信障害	○通信事業者は、最大で約 9 割の大規模な通話規制を実施した影響で、携帯電話で通信障害が発生し、公衆電話に利用者が殺到しました。 ○また、171 災害伝言ダイヤルや、i モード災害伝言板メール等が開設されたものの十分に利用されない、開設した情報が入手できないなどの混乱が発生しました。
帰宅困難者	○交通機関の停止に伴い、多数の帰宅困難者が発生し、都内の各駅では、運行情報を確認するため、沢山の人が詰めかけ、混乱が生じました。 ○地震発災が金曜日だったため、徒歩で帰宅した人も多数発生した。そのため、歩道は混雑し、車道も渋滞し危険な状況となりました。 ○災害時帰宅支援ステーションを開設したコンビニエンスストア等では、トイレや水、休憩の場を提供しましたが、商品の売り切れやトイレの使用に長い列ができるなど一部で混乱した店舗もありました。

出典：東京都「東日本大震災における東京都の対応と教訓」をもとに作成

(2) 風水害

近年、本区に大きな被害を及ぼした風水害は表のとおりです。

特に、平成 17 年 9 月 4 日、平成 22 年 7 月 5 日の集中豪雨では石神井川が氾濫し、堀船地域を中心に広い範囲で床上浸水が発生するなど大きな被害がありました。

表 本区における近年の主な風水害一覧

発生日	種別	被害発生場所	被害状況
平成 5 年 6 月 21 日 大雨	内水	赤羽台外	床上浸水 56 件 床下浸水 101 件
平成 5 年 8 月 26 日 台風 11 号	内水	昭和町外	床下浸水 128 件
平成 6 年 7 月 7 日 大雨	内水	岸町外	床下浸水 31 件
平成 11 年 8 月 29 日 大雨	内水	岸町、西ヶ原、 昭和町外	床下浸水 75 件 道路冠水 5 件 公園冠水 5 件 地下道冠水 1 件
平成 14 年 8 月 4 日 大雨	内水	西ヶ原、岸町、赤羽西、 赤羽、赤羽台、赤羽北 外	床下浸水 33 件 半地下駐車場浸水 4 件 道路冠水 3 件 地下道冠水 1 件
平成 16 年 9 月 4 日 集中豪雨	内水	志茂、神谷、岸町、赤 羽、東田端	床上浸水 16 件 床下浸水 43 件 道路冠水 3 件
平成 17 年 9 月 4 日 大雨	内水 溢水	堀船、滝野川、田端新 町、赤羽北、上中里、 柴町、赤羽台、赤羽西	床上浸水 310 件 床下浸水 983 件
平成 21 年 8 月 9 日 大雨	内水	中十条、神谷、赤羽西、 志茂、赤羽台、赤羽北、 田端新町	床上浸水 40 件 床下浸水 61 件 道路冠水 4 件 公園冠水 1 件 マンホール溢水 1 件
平成 22 年 7 月 5 日 集中豪雨	内水 溢水	王子、豊島、堀船、東 十条、中十条、十条仲 原、上十条、神谷、西 が丘、赤羽西、志茂、 赤羽台、桐ヶ丘、滝野 川、柴町、上中里	床上浸水 285 件 床下浸水 263 件 道路冠水 17 件 公園冠水 4 件 マンホール溢水 7 件
平成 23 年 9 月 21 日 台風 15 号	内水	赤羽北、王子、桐ヶ丘、 志茂、十条台、田端、 堀船	床下浸水 1 件 道路冠水 1 件 倒木 21 件 停電 734 世帯
平成 27 年 9 月 9 日 台風 18 号	土砂 災害	赤羽西	がけ崩れ 1 件

出典：東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）（平成 30 年 3 月改定）をもとに作成

○令和元年東日本台風（台風第 19 号）

令和元年 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、大型で強い勢力を保ったまま 10 月 12 日に静岡県伊豆半島に上陸し、その後、関東地方を縦断しました。この台風の接近・上陸に伴い、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方などにおいて記録的な大雨となったほか、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮が発生し、死者 105 名、行方不明者 3 名、住家の全半壊 31,336 棟、床上浸水 7,524 棟、床下浸水 21,549 棟^{*}などの甚大な被害が発生しました。

本区においても、大雨特別警報が発表され、荒川の岩淵水門観測所の水位が戦後 3 番目の高水位を記録しました。岩淵水門付近の荒川の水位は、隅田川（新河岸川）の堤防や本区低地部の地盤高より高くなっており、仮に、岩淵水門がなければ、隅田川に荒川の洪水が流入し、隅田川の堤防を越水することにより、大規模な浸水被害が発生していた可能性があります。

区では、災害が発生する危険性が高まったことから、避難勧告を発令し、10 月 12 日 23 時頃には、最大 2,291 人の避難者が発生しました。

※被害情報は令和 2 年 10 月 13 日 18 時 00 分時点消防庁資料より

表 令和元年東日本台風（台風第 19 号）による降水量と風の状況

令和元年東日本台風（台風 19 号）による降水量と風の状況		
期間降水量計	降水量 (mm)	294.5
期間最大降水量 (24 時間)	降水量 (mm)	284.5
	日時	10/12 22:20
期間最大降水量 (1 時間)	降水量 (mm)	37.5
	日時	10/12 21:06
最大瞬間風速	風速 (m/s)	23.6
	日時	10/12 21:40

※気象庁が都内に設置する観測所のデータ（練馬区内）

出典：東京都「令和元年台風第 15 号及び第 19 号等に伴う防災対策の検証 別冊資料」

表 令和元年東日本台風（台風第 19 号）における避難情報の発令状況

発令時刻	解除時刻	避難情報	発令対象
10/12 16:05	10/13 00:43	避難勧告	堀船、滝野川地区の石神井川浸水想定区域
10/12 22:21	避難準備・ 高齢者等避難開始 へ移行	避難勧告	王子 1 丁目、王子本町 1、2 丁目、岸町 1、2 丁目、中十条 1～4 丁目、十条仲原 4 丁目、上十条 5 丁目、西が丘 2 丁目、赤羽西 1～5 丁目、赤羽台 1～4 丁目、赤羽北 1～3 丁目、桐ヶ丘 2 丁目、滝野川 2、4、5 丁目、西ヶ原 1、2 丁目、田端 1、3、4 丁目
10/13 00:50	台風通過後解除	避難準備・ 高齢者等避難開始	王子 1 丁目、王子本町 1、2 丁目、岸町 1、2 丁目、中十条 1～4 丁目、十条仲原 4 丁目、上十条 5 丁目、西が丘 2 丁目、赤羽西 1～5 丁目、赤羽台 1～4 丁目、赤羽北 1～3 丁目、桐ヶ丘 2 丁目、滝野川 2、4、5 丁目、西ヶ原 1、2 丁目、田端 1、3、4 丁目

出典：東京都「令和元年台風第 15 号及び第 19 号等に伴う防災対策の検証 別冊資料」

4 アンケート調査

(1) 調査の目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、地域における防災への取組状況や区民が脅威に感じている自然災害の種別、不安に感じている事などを把握する目的で、自主防災組織の母体である町会・自治会を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法と回収状況

調査対象：町会・自治会

標本数：165 団体/184 団体

調査方法：担当者から直接配布

調査期間：令和3年9月3日（金）～令和3年9月24日（金）

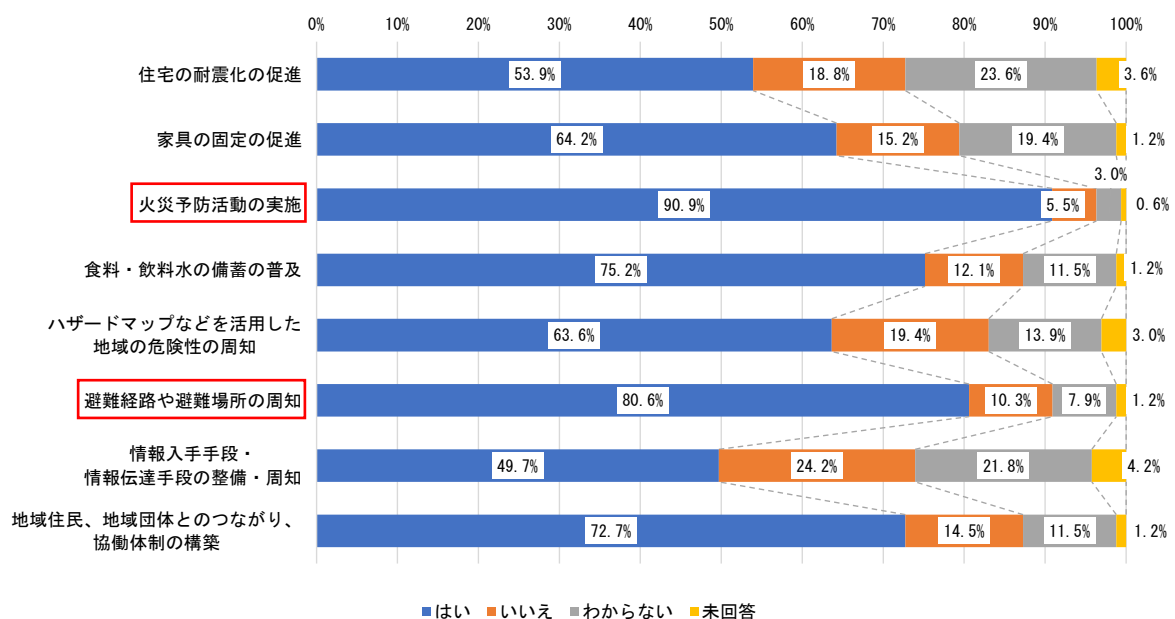
(3) アンケート項目

- ご回答者の基本情報について
- 防災・減災に関する各地区の取組について
- 大規模自然災害時に想定されるリスクへの不安について
- 災害時に必要となる情報のあり方について
- 北区における今後の防災対策について

(4) アンケート調査結果概要

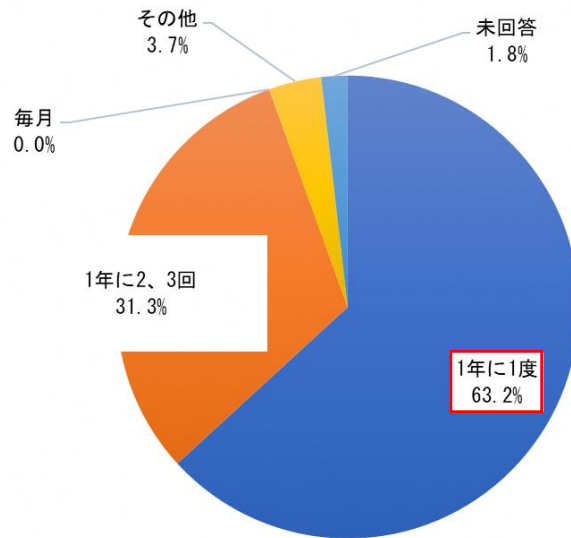
アンケート調査結果の概要は、以下の通りです。

【設問】 お住まいのまちでの取組や備えについて、実施状況をお答えください



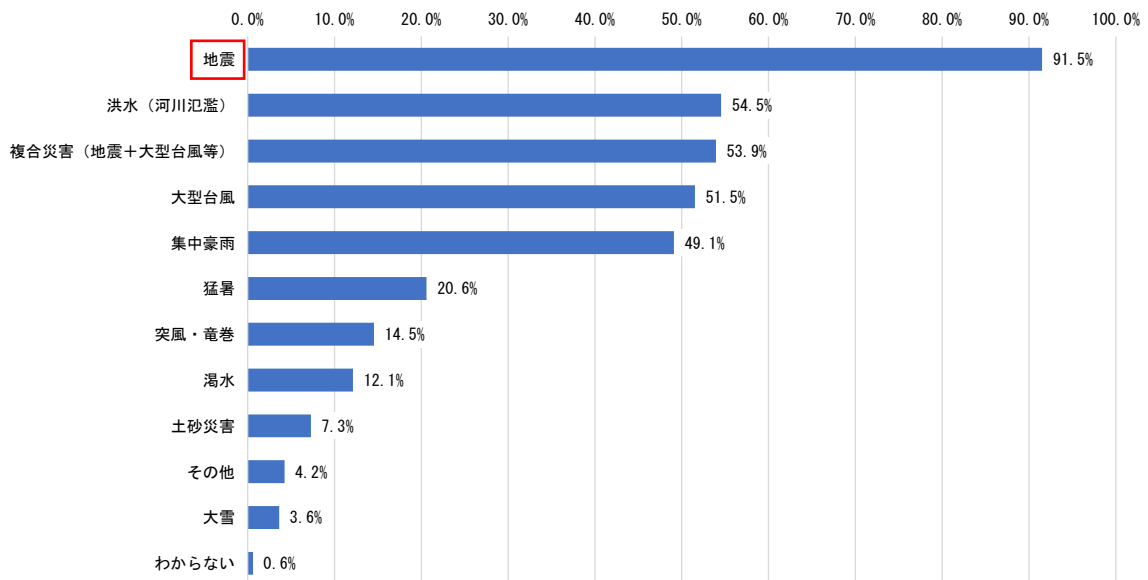
地域での防災に関する取組は、「火災予防活動の実施」「避難経路や避難場所の周知」が多い結果となりました。

【設問】 まちで行う防災訓練はどの程度実施していますか



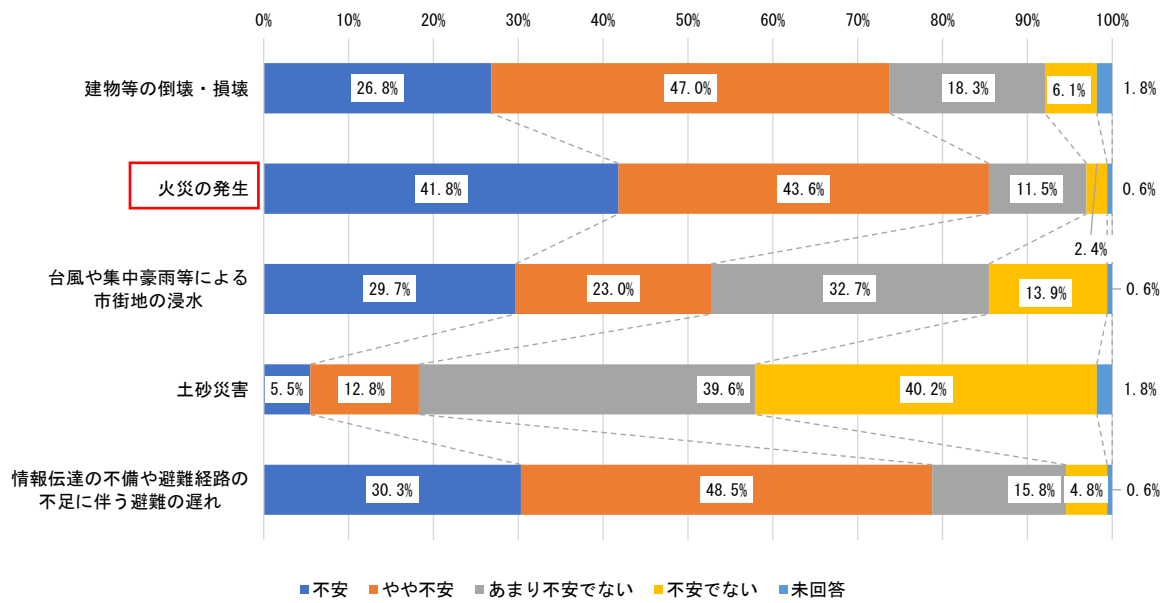
防災訓練実施の頻度は、「1年に1度」が約6割で最も高く、訓練内容は、消火訓練、応急救護訓練が多い結果となりました。

【設問】 あなたの住んでいるまちで脅威を感じる災害について（○は5つまで）



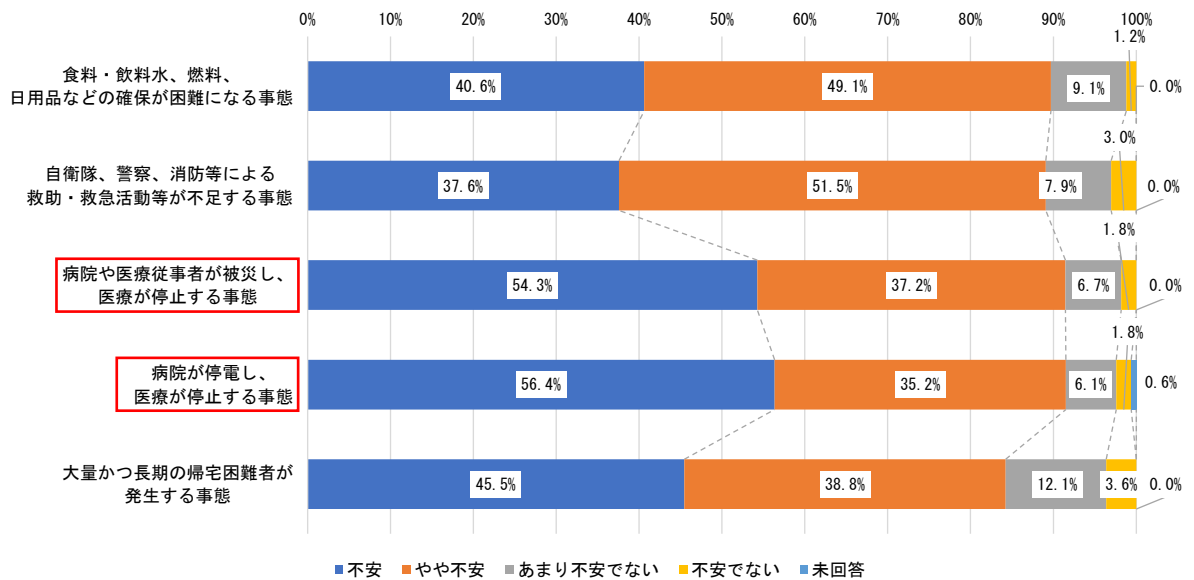
脅威を感じる災害については、「地震」の回答が9割で最も高い結果となりました。

【設問】 大規模自然災害発生時に特に命の危険を感じている事態について



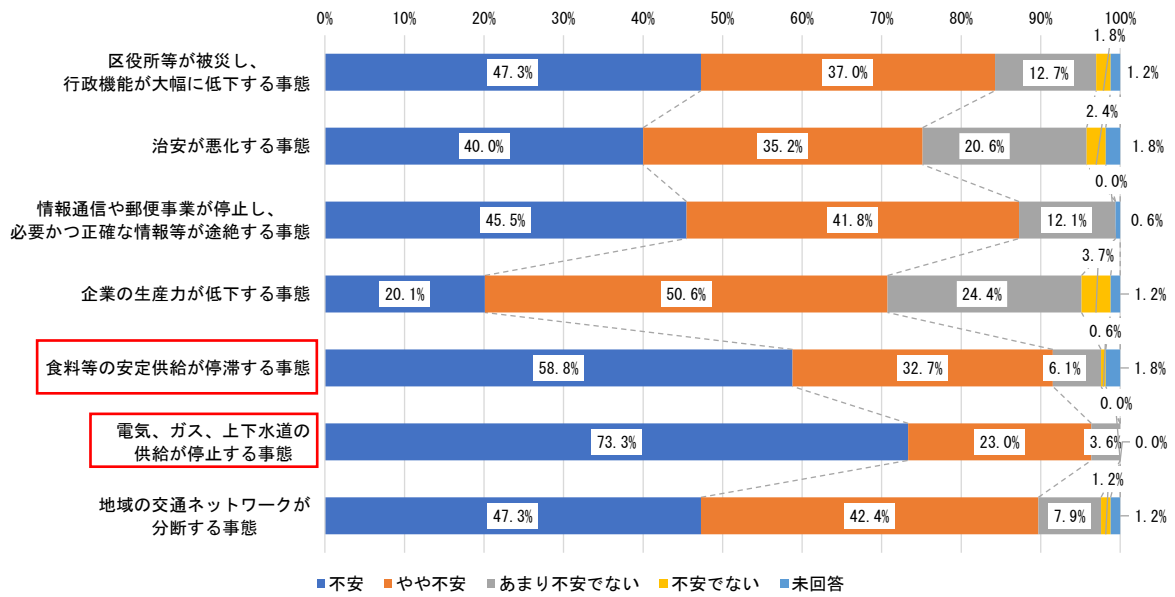
災害時に命の危険を感じている事態については、「火災の発生」の回答が8割半ばで最も高い結果となりました。

【設問】 大規模自然災害時に想定される救助・救急・医療活動等に関する不安について



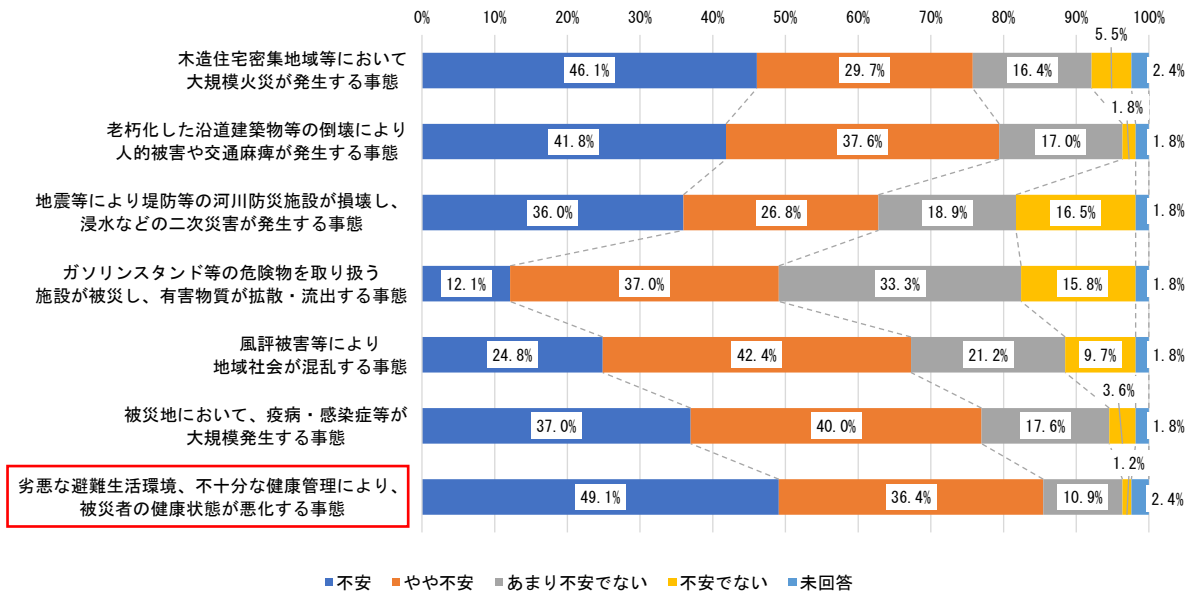
災害時に想定される救助・救急・医療活動等に関する不安は、「病院や医療従事者が被災し、医療が停止する事態」、「病院が停電し医療が停止する事態」の回答が9割を超える結果となりました。

【設問】 大規模自然災害時に想定される生活や救助活動に関する不安について



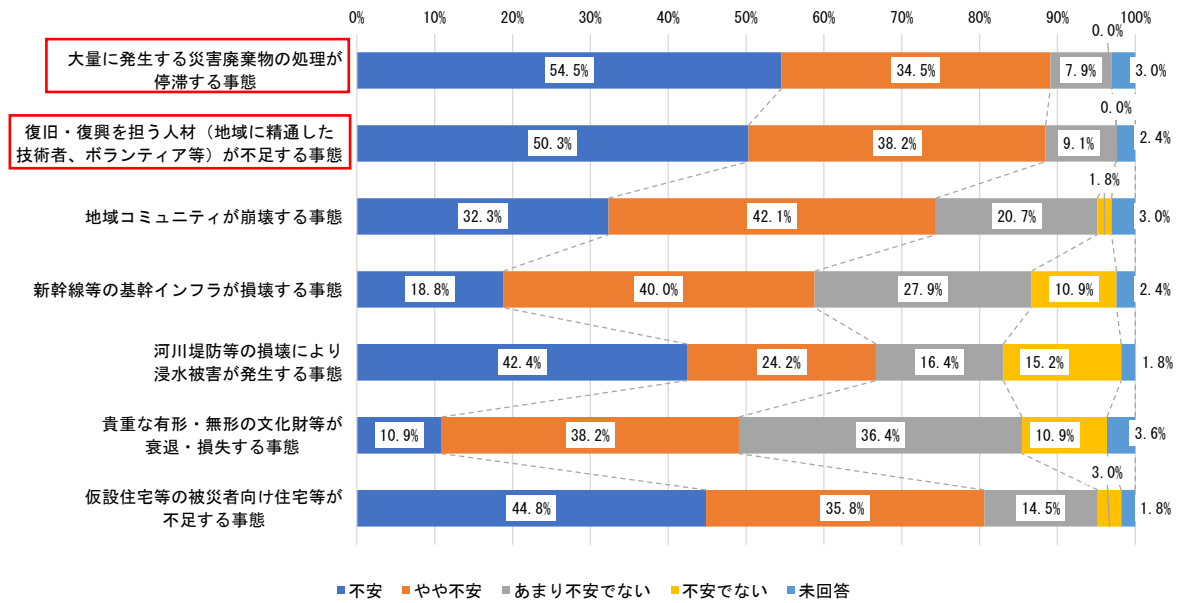
災害後に想定される生活や経済活動に関する不安については、「電気、ガス、上下水道の供給が停止する事態」、「食料等の安定供給が停止する事態」、の回答が9割を超える結果となりました。

【設問】 大規模自然災害後に想定される二次災害に関する不安について



二次災害に関する不安については、「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化する事態」の回答が8割半ばで最も高い結果となりました。

【設問】 大規模自然災害後に想定される復旧・復興を妨げると感じる不安について



災害後に想定される復旧・復興を妨げると感じる不安については、「大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態」、「復旧・復興を担う人材が不足する事態」の回答が約9割で高い結果となりました。

5 本区の課題

前節までを踏まえ、強靱化を進めるにあたっての区の課題を以下にまとめます。

震災

今後 30 年以内に、70%の確率で起こるとされる首都直下地震では、木造住宅密集地域における火災の延焼による多数の死者の発生が懸念されています。

本区は、主に十条、志茂、西ヶ丘などに木造住宅密集地域が分布しており、これらの地域では、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造住宅が多いことから、地震時における火災の延焼リスクが高くなっています。このため、建物の不燃化・耐震化や、老朽家屋の除去、狭あい道路の拡幅など木造住宅密集地域を解消するための取組を促進するとともに、地域を跨いだ大規模火災の発生を防ぐため、都市計画道路の整備や公園等のオープンスペースの確保により、延焼遮断帯の形成を図る必要があります。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本区でも多数の避難者が発生しています。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、区民が集まる避難所で感染症が拡大することがないよう、大学や都立学校等と連携した避難所の拡充、感染症対策も取り入れた避難所開設訓練の実施、衛生用品等の備蓄の充実など、避難所における感染防止対策が必要となっています。

風水害

近年、気候変動などの影響により、全国各地で風水害が頻発化・激甚化しています。

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、全国各地で甚大な被害が発生しました。本区においても、大雨特別警報が発表されるなど大雨となり、荒川の岩淵水門観測所の水位が戦後 3 番目の高水位を記録し、2,000 人を超える避難者が発生しました。その際、一部の避難所では大勢の避難者が来たことにより混乱が生じるなどの課題も浮き彫りとなりました。

過去には、平成 17 年と平成 22 年の局地的な集中豪雨により、石神井川が氾濫し、堀船地域を中心に大規模な床上浸水などの被害も発生しています。

本区では、人口の 6 割にあたる約 20 万人が低地部に居住しており、荒川が氾濫した際は約 20 万もの人々が避難者となることが想定されるため、高台における避難所の拡充、低地から高台に向かう避難路の確保、避難が困難な要配慮者の方への支援など、ハードとソフト両面のさらなる対策が必要となっています。

また、平成 17 年と平成 22 年には、局地的な集中豪雨によって石神井川が氾濫し、堀船地域を中心に広い範囲で床上浸水が発生するなどの被害も発生しており、大規模水害だけでなく、都市型水害や内水氾濫への備えも必要となっています。

土砂災害

近年、豪雨の増加に同調するように、国内における土砂災害の発生件数も増加傾向となっており、令和元年東日本台風では、これまで土砂災害の発生が比較的少なかった関東・東北地方においても土砂災害が多発しました。

本区では、平成 29 年度から令和元年度の 3 年にわたり実施した北区がけ・擁壁等現況調査の結果、高さ 2 メートル以上、かつ傾斜度 30 度以上のがけ・擁壁等は、区内に 1,817 箇所あることが判明しました。また、平成 30 年 5 月現在、土砂災害警戒区域が 95 区域、土砂災害特別警戒区域が 71 区域指定されています。これらの箇所・区域では、斜面が崩れ落ちた場合、人的被害や建物被害が発生する恐れがあります。このため、危険性のあるがけ擁壁等について、所有者等に補強や改善を促すとともに、区民に対して土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害（特別）警戒区域や、土砂災害に関わる避難所、避難経路の周知を図るなど、土砂災害を未然に防ぐための取組が必要となっています。

地域防災力

大規模自然災害発生時には、庁舎や職員等も被災することから、行政機関が直ぐに対応できないことも考えられ、被害を最小限にするには地域住民による自助・共助の取組が重要となります。

区では、区民に対する家庭内備蓄や家具の転倒防止についての啓発、自主防災組織の活動に対する支援などを積極的に行い、地域防災力の向上を図っています。しかしながら、本区は高齢化率が 23 区内で第 2 位と高く、自主防災組織も高齢化が進んでおり、地域の防災・減災を担う人材が減少しているという課題があります。このため、自主防災組織における防災訓練や装備の充実などの取組を支援するとともに、地域の防災リーダーの育成にも取組んでいく必要があります。さらに、自力での避難が困難な避難行動要支援者を確実に避難させるための体制構築や、今後増加傾向にある外国人への災害情報の多言語化などの取組を推進していく必要もあります。

第3章 基本目標と事前に備えるべき目標

1 基本目標

強靱化を推進するには、大規模な自然災害が発生した場合でも、人命の保護を最大限に図り、経済活動や地域社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えることが重要です。

そのため、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、以下の4つの「基本目標」を設定しました。

- 1 人命の保護を最大限に図る
- 2 区及び地域社会の重要な機能を致命的な障害を受けることなく維持する
- 3 区民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に抑える
- 4 迅速な復旧復興を達成する

2 事前に備えるべき目標

4つの「基本目標」の実現に向け、様々な取組の実施により達成すべき目標として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限に図る
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第4章 リスクシナリオ・施策分野の設定

1 リスクシナリオの設定

第3章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するうえで妨げとなる事態として、第2章において整理した本区の課題や、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画で設定されたリスクシナリオを踏まえ、31項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しました。

表 本計画におけるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標（8）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（31）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限に図る	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
	1-2	建物等の火災による死傷者の発生
	1-3	台風や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	土砂災害等による死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や避難経路の不足に伴う避難の遅れ等による死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・庁舎等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	被災等による治安の悪化
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信や郵便事業の麻痺・長期停止による必要かつ正確な情報等の途絶
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態

事前に備えるべき目標（8）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（31）	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	木造住宅密集地域等における大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	風評被害等による地域社会の混乱
	7-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	人材不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	河川堤防等の損壊により浸水被害が発生し復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	被災等により貴重な有形・無形の文化財等が衰退・損失する事態
	8-7	仮設住宅等の整備が進まないことにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 施策分野の設定

国の策定ガイドラインによると、国土強靱化地域計画の策定にあたっては、必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた施策分野を設定することとされています。また、その際には、国土強靱化基本計画や、都道府県の国土強靱化地域計画の施策分野、各自治体が行行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等を参考にすることとされています。

そのため、本計画が北区基本計画との整合を図ったものであることを踏まえ、北区基本計画 2020 の基本目標を基に、以下の4つの「施策分野」を設定しました。

表 施策分野

施策分野（4）	
1	健やかに安心してらせるまちづくり
2	一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり
3	安全で快適なうるおいのあるまちづくり
4	基本計画推進のための区政運営

第5章 脆弱性の分析・評価と対応方策

1 リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価と対応方策

「事前に備える目標」の達成に向けた対応方策の検討するにあたり、まず、第4章で設定した31項目の「リスクシナリオ」を回避するため、第2章で整理した本区の課題や現在実施している施策等から、本区における「脆弱性の分析・評価」を実施しました。

次に、その分析・評価の結果に基づき、本区において必要な「リスクへの対応方策」を検討し、リスクシナリオごとに取りまとめています。

【取りまとめ表の見方】

事前に備えるべき目標

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ			
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
① 健やかに安心してくらしをすすめるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適な暮らしのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営

リスクシナリオ

脆弱性の分析・評価結果

○災害廃棄物の処理にあたり、東京都や特別区、関係機関と緊密な連携体制を構築する必要があります。

○災害廃棄物処理を速やかに実施するためには、処理場の確保、家庭におけるごみの分別収集の抑制や、ごみの分別回収など、風災時の被害に備える必要がある。また、風災発生時の混雑状態であったりするなど、震災時と異なるフローで処理しなければならないため、風水害時を想定した災害廃棄物処理計画の見直しを図る必要がある。また、清掃車両が水没しないよう、予め対策を検討しておく必要がある。

脆弱性の分析・評価結果

対応方策に関連する施策分野

↓

リスクへの対応方策

リスクへの対応方策

○災害廃棄物の処理体制については、東京都や特別区、関係機関と緊密な連携体制を注視しつつ、「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて検討していく。

○災害廃棄物の処理にあたっては、災対関係部と連携して実施するとともに、特別区が一体となって関係機関と緊密な連携を実施する。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体と連携する。

○区民やボランティアは、清掃活動などを通じて支援を行います。

○風水害時を想定した災害廃棄物処理計画の見直しを進めます。また、清掃車両等の高台避難、廃棄物情報管理システムなどについても検討を進めます。

○業務継続計画の見直しや対策の検討に取り組み、継続的な改善を図ります。

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限に図る

リスクシナリオ			
1-1 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生			
① 健やかに安心してくらすまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度住宅・土地統計調査をもとに推計した、令和 2 年度末現在の区内の住宅総数は、約 185,310 戸あり、区の住宅の耐震化率は約 88.3%と推計されています。今後 30 年以内に 70%の確率で起こるとされる首都直下地震をはじめとした大規模な地震に備え、住宅の耐震化や、家具の転倒防止対策等の居住者の人命と財産を守る取組を支援していく必要があります。 ○区内の公共施設の老朽化が課題となっていることから、適切な維持管理を進めていく必要があります。また、災害時に様々な用途で活用されることを見据えて、非構造部材を含めた耐震化やトイレ等の環境整備も進めていく必要があります。 ○駅周辺及び大規模住宅団地等において老朽化や耐震性の劣る建築物が多い地区では、建物更新等の機会を捉えて災害に強い安全快適なまちづくりを推進する必要があります。 ○建築物の倒壊等により道路が閉塞し、緊急車両等の通行ルートが寸断することを防ぐため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や狭あい道路の拡幅、道路の無電柱化を推進する必要があります。 ○区内には老朽化した空き家が点在しており倒壊のリスクが高いことから、新たな空き家の発生と、既存の空き家の管理不全化を抑制する必要があります。 ○建築物の倒壊のみならず、ブロック塀の倒壊により通行人等が被害に遭う恐れがあるため、安全対策を促進させる必要があります。 ○道路の適正利用の周知・徹底（違法駐車や放置物対策の推進）をしていく必要があります。 ○地震により被災した建築物や宅地について、余震等による二次被害から住民の安全を確保するため、被災直後から迅速に建物の危険度判定を実施する必要があります。 <p>【リスクへの対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災時の建物倒壊を防ぐため、耐震性能が低い住宅等の耐震化を進めます。特に、震災時に倒壊した住宅等が道路を閉塞させるなど、住民の避難や救助活動等を困難にする可能性が高い地域である木造住宅密集地域において、主要生活道路等の基盤整備及び建築物の不燃化とともに、木造住宅の耐震化を進めます。また、老朽化が進んだ住宅や建物形状により耐震性能が低い住宅は、中規模な地震でも倒壊等のおそれがあり、居住者の人命と財産を危うくしているため、耐震性能が低い住宅等について早急に耐震化を進めます。 ○区営住宅について、「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」に基づき、計画的に修繕を実施します。また、建替えについては既存の建物の長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減につながる建替え計画を進めます。 ○つっぱり棒などの家具転倒防止器具や簡易型感震ブレーカーの取り付けが自力では難しい方を対象に、器具の取付支援を行います。 ○区内の学校・スポーツ・福祉等の公共施設について適切に維持管理するとともに、災害時に 			

おける避難所としての利用も見据えた整備を行います。

- 周辺環境や地域コミュニティに配慮しつつ、土地の有効利用により新たな魅力あるまちづくりを誘導するとともに、必要な施設を一体となって整備し、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- 特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路に指定された道路について、沿道建築物の耐震化を促進します。
- 特定緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、令和7年度末までに耐震化率100%を目指します。併せて、令和7年度末までに、区間到達率95%未満の区間の解消と総合到達率99%以上の達成を目標とし、令和17年度末までに、総合到達率100%の達成を目指します。
- 一般緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、耐震性能を満たしていない建築物の耐震化を促進します。
- 総合的な空き家等対策の推進により、災害時における老朽化した空き家の倒壊を防ぎます。
- 近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を防止するため、アドバイザーによる耐震診断を行うとともに、除却工事、改善工事及び建替え工事にかかる経費の一部を助成することでブロック塀等の耐震性の向上を図り、区民の安全性の確保を図ります。
- 道路の適正利用の周知・徹底（違法駐車や放置物対策）を推進します。
- 被災直後から速やかに被災建築物応急危険度判定や、被災宅地危険度判定を実施できるよう、判定員・判定士の確保、判定資機材の整備を行います。また、全体会や講習会等の実施により、判定員の協力体制及び判定技術の向上に取組みます。

リスクシナリオ

1-2 建物等の火災による死傷者の発生

①健やかに安心してくらせるまちづくり	②一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④基本計画推進のための区政運営
--------------------	------------------------------	---------------------	-----------------

【脆弱性の分析・評価】

- 区内には、木造住宅密集地域が多く存在しており、令和元年度末の不燃領域率は、十条・赤羽西地域で56.1%、志茂地域で57.1%、西ヶ原・巢鴨地域で62.5%に留まっています。建築物の火災が燃え広がることにより大規模火災が発生することを防ぐため、建物の不燃化を促進し、木造住宅密集地域の改善を図る必要があります。
- 地域を跨いだ大規模火災の発生を防ぐため、都市計画道路の整備や公園等のオープンスペースの確保により、延焼遮断帯の形成を図る必要があります。
- 無接道地が多いため不燃化建替えが進んでいない状況であり、震災時に火災が広がる危険性が高く対策を進める必要があります。
- 建築物の延焼を最小限に抑えるため、街路設置消火器や消火用スタンドパイプ、可搬式消防ポンプの設置を進め、地域における迅速な消火活動を図る必要があります。
- 災害後の通電火災を防ぐための、感震ブレーカーや家具転倒防止対策の普及啓発を進めていく必要があります。

○地域防災力の向上を図るため、自主防災組織における防災訓練や装備の充実、消防団における資機材の配備等の取組を支援していく必要があります。

【リスクへの対応方策】

○「都市防災不燃化促進事業」や「地区防災不燃化促進事業」を導入し、耐火建築物等を建築する際の建築費等の一部を助成します。

○つっぱり棒などの家具転倒防止器具や簡易型感震ブレーカーの取り付けが自力では難しい方を対象に、器具の取付支援を行います。(1-1再掲)

○通電火災を防止するため、不燃化特区内の木造住宅に居住する世帯を対象に簡易型感震ブレーカーを配布します。

○道路・公園等をはじめとする公共施設を整備するとともに、木造住宅密集地域を中心に地域住民との協働を進め、地区計画や東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制区域」の導入を図るなど建築物の不燃化、耐震化を促進し、燃え広がらない・燃えないまちの実現をめざします。

○消防活動を円滑に行うことができるよう、主要生活道路の整備を進めます。

○公園・緑地などのオープンスペースは、災害時における避難場所や一時(いつとき)集合場所となっており、特に公園・緑地などの不足地域における緑の整備は重要であり、引き続き推進していきます。また、耐火性を考慮した樹木の植栽や防災施設の設置を推進し、災害時の安全性を高めていきます。

○区内の消防署は、9つの商店街等と協定を締結して地域の防災力向上を図る取組を行っており、引き続き協定の拡大や、活動の普及啓発を促進します。

○消防団の円滑な業務の遂行を支援するため、資機材の配備や消防団事業運営活動費等の助成を行います。

○共同化や敷地整序、新たな道路整備の実施により、無接道地を解消します。

○地域防災力の向上に向け、自主防災組織が実施する訓練や街路設置消火器、消火用スタンドパイプ、可搬式消防ポンプ等、資機材の充実を支援するとともに、活動にかかる経費の一部を助成します。また、地区防災会議が実施する防災訓練及び会議の運営等に要する経費の一部を助成します。

○避難所開設訓練において、開設・運営に携わる自主防災組織を中心に、学校参集職員や学校・PTAなどを含めて実施し、経験を蓄積するとともに地域防災に関わる方々の間で、顔の見える関係を構築していきます。

リスクシナリオ

1-3 台風や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適な暮らしのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	---------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、短時間強雨の発生件数や降水量が増加することなどが予測されています。本区の東側は、標高 10m未満の荒川の沖積低地が広がっており、局地的な集中豪雨や台風等による浸水リスクが高いことから、水害への対応力を高めていく必要があります。
- 大規模水害時のみならず、地震時を含めた災害時における高規格堤防やスーパー堤防の損壊による区内の浸水被害に備え、国や東京都が実施する整備事業等を支援する必要があります。
- 避難路が限られているため、道路の整備や適正利用をはじめとした避難路の確保と平時からの避難場所への避難経路の確認により、大規模水害時においても安全かつ迅速な避難が出来る体制を構築する必要があります。
- 水害時でも利用可能な避難場所の確保や整備を進める必要があります。
- 区内には大河川である荒川が流れており、大規模水害と隣り合わせの状況にあります。このため、区民に対して、ハザードマップやマイ・タイムラインの普及啓発を図り、「逃げ遅れゼロ」を目指す必要があります。
- 避難行動要支援者名簿の活用により、自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとした避難支援等関係者と行政が一体となって、自力での避難が困難な避難行動要支援者を迅速に避難させるための体制を構築する必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 大規模水害による被害を抑えるため、国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整備をまちづくり等と連携して促進するとともに、低地部から高台への避難ルートの確保や高台まちづくりを推進します。
- 降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえ、東京都と連携して下水道施設や貯留施設の整備を促進していきます。
- 気候変動に対する緩和策として、既存の緑を守り育てるとともに、新たな公園や公共空間などでの緑化を推進します。
- 区民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、国、東京都、他自治体、鉄道事業者等の関係機関と連携協力しながら検討を進めます。
- 区民の迅速・円滑な避難を図るため、「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」や「北区洪水ハザードマップ」の普及・啓発を進めるとともに、安全な避難経路と避難場所を確保していきます。
- 「東京マイ・タイムライン」を活用し、講習会や作成講座を通じて、マイ・タイムラインの普及や理解の促進を図ります。また、コミュニティ・タイムラインの導入も検討します。
- 「(仮称) 北区大規模水害時避難行動支援計画」を策定するとともに、避難行動要支援者名簿の活用や個別支援計画の記載内容の見直しについて検討します。

リスクシナリオ			
1-4 土砂災害等による死傷者の発生			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○平成 29 年度から令和元年度の 3 か年にわたり実施した北区がけ・擁壁等現況調査の結果、高さ二メートル以上、かつ傾斜度 30 度以上のがけ・擁壁等は、区内に 1,817 箇所あることが判明しました。また、区内には、平成 30 年 5 月現在、土砂災害警戒区域が 95 区域、土砂災害特別警戒区域が 71 区域指定されています。このため、土砂災害の発生リスクのあるがけ・擁壁等の所有者や管理者による安全対策を促進していくなど、土砂災害を未然に防ぐための取組を進める必要があります。</p> <p>○土砂災害警戒区域等や避難場所について、ハザードマップ等を活用して、区民への周知を図る必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○危険性のあるがけ・擁壁等については、アドバイザーによる劣化診断及び改修案の提案を踏まえ、所有者等に補強や改善を促すなど、安全性の意識啓発を図るとともに、改修工事にかかる経費の一部を助成することで、がけ・擁壁等の耐震性の向上を図ります。</p> <p>○土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害（特別）警戒区域や、土砂災害に関わる避難場所、避難経路の周知を図ります。</p>			

リスクシナリオ			
1-5 情報伝達の不備や避難経路の不足に伴う避難の遅れ等による死傷者の発生			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○近年多発する災害に備え、平時から多様で災害に強い情報伝達手段を整備しておく必要があります。</p> <p>○狭あい道路の拡幅や計画的に橋梁を含む道路施設の維持・補修を行い、避難経路の確保を図る必要があります。</p> <p>○道路の適正利用の周知・徹底（違法駐車や放置物対策の推進）をしていく必要があります。 (1-1再掲)</p> <p>○要配慮者を地域で支えあう体制を整備する必要があります。</p> <p>○多言語にも対応した災害情報の提供や、利用者の多い交通施設をはじめとしたバリアフリー化を推進し、避難行動要支援者を含む全ての区民が安心して生活・移動が出来るまちづくりを平時から進めていく必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○「(仮称) 北区大規模水害時避難行動支援計画」を策定するとともに、避難行動要支援者名簿の活用や個別支援計画の記載内容の見直しについて検討します。(1-3再掲)</p>			

- 災害に備え、町会・自治会、商店街、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、PTA、高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会等による地域全体で支えあうしくみづくりを推進します。
- 北区が従前から取り組んできた地域包括ケアを推進し、高齢者あんしんセンターや医療機関、介護事業所等を含めた地域に根差した社会資源を効果的・効率的に機能することで、個々の地域の特性に応じた対応を推進します。
- 防災行政無線同報系の難聴地域対策等を進めるとともに、移動系無線について、災害時に強い無線通信サービス等の導入を検討します。
- 災害時でも、正確な情報が迅速に提供できるよう、防災行政無線やホームページ、北区メールマガジンのほか、SNSなど多様な情報伝達手段を整備します。
- 臨時災害FMラジオ放送について、関東総合通信局等と調整し保有機材の有効な活用を検討します。
- 道路や橋梁等のインフラを適正に管理するとともに、体系的な道路ネットワークの構築にむけ、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、無電柱化等を推進します。
- 道路の適正利用の周知・徹底（違法駐車や放置物対策）を推進します。（1-1再掲）
- 多言語及びやさしい日本語による情報発信、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。また、日本語学習等を行う支援団体と連携し、日本語学習機会の拡充や、外国籍の児童・生徒の学習支援に取り組めます。
- 鉄道駅周辺へのエレベーター等の設置とともに、ホームドアやバリアフリールートの整備を行い、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図ります。
- 障害者が周囲に支援を求めやすくするためのヘルプカードの配付など「こころのバリアフリー」の取組を促進し、思いやりと助け合いの心を育てます。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ			
2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会情勢や生活様式の変化に応じて備蓄品目の見直しを行いながら、区の備蓄品の充実・確保を進めていく必要があります。 ○災害への備えについては、区民一人ひとりが飲料水・食料等の備蓄を行う必要があります。 ○本区の東側は、標高10m未満の荒川の沖積低地が広がっており、局地的な集中豪雨や台風等による浸水リスクが高いことから、地震時のみならず、風水害時も含めたあらゆる災害を想定した災害協定、物資調達に係る協定の見直し・締結を進めていく必要があります。 ○区だけで解決出来ない課題や、区域を超えた取組が必要な課題については、周辺自治体や地元企業のみならずICT等の活用による遠隔自治体等との連携協力体制を進めていく必要があります。 			

- 狭あい道路の拡幅や計画的に橋梁を含む道路施設の維持・補修を行い、物資の輸送ルートを確認する必要があります。
- 道路の適正利用の周知・徹底（違法駐車や放置物対策の推進）をしていく必要があります。
(1-1再掲)
- 大規模水害時には低地部の浸水が想定されることから、物資供給の更なる充実を図るため、新たな物流拠点倉庫を整備する必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 備蓄品目は、社会条件や生活スタイル等の変化に応じて見直しを進めます。また、要配慮者に必要な備蓄の検討を行います。
- 物資の管理、調達、受入れ、輸送等を一元的かつ効率的に実施するため、庁内に横断的組織である「(仮称) 物資輸送班プロジェクトチーム」を設置します。
- 発災直後の緊急的に必要な飲料水はペットボトル等で備蓄をし、それ以外で不足する数量については、「災害時給水ステーション（東京都）」、「避難所受水槽」などの施設活用を図ります。
- 区民に対して飲料水や食料等の日常備蓄を行うよう普及啓発していきます。
- 関係機関との物資の供給や輸送に関する協定の見直し・締結を進めます。
- 大規模な災害時に備えて、国や都と連携して支援・受援態勢を整備します。また、周辺自治体だけでなく、ICT等を活用して遠隔自治体との情報・知識の共有を図ります。
- 道路や橋梁等のインフラを適正に管理するとともに、体系的な道路ネットワークの構築にむけ、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、無電柱化を推進します。(1-5再掲)
- 道路の適正利用の周知・徹底（違法駐車や放置物対策）を推進します。(1-1再掲)
- 大規模水害時の低地部浸水を想定し、王子・赤羽・滝野川の各地区（高台3箇所程度）に物流機能を備えた地区別災害備蓄倉庫の整備について検討します。

リスクシナリオ

2-2 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- ボランティア団体等への情報提供やネットワークの充実を図るとともに、区民の参加の促進と組織の自立支援を進めていく必要があります。
- 平時から区民の安心・安全を守るという重要な役割を担う自主防災組織や消防団の活動を支援し、地域における防災リーダーの育成に努める必要があります。
- 災害後の円滑な救助・救急対応を実施するため、警察・消防・自衛隊等の関係機関との連携強化を進める必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 災害に備え、町会・自治会、商店街、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、PTA、高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会等による地域全体で支えあうしくみづくりを推進しま

す。(1-5再掲)

- 北区 NPO・ボランティア等あらゆる機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。また、北区災害ボランティアセンターの設立・運営支援に向けて北区社会福祉協議会との連携を深めます。さらに、NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います。
- 区内の消防署は、9つの商店街等と協定を締結して地域の防災力向上を図る取組を行っており、引き続き協定の拡大や、活動の普及啓発を促進します。(1-2再掲)
- 消防団の円滑な業務の遂行を支援するため、資機材の配備や消防団事業運営活動費等の助成を行います。(1-2再掲)
- 消防署と連携し、消防団活動の拠点となる分団本部施設をはじめ、活動に必要な救助資機材を整備します。また、消防資機材を活用して消防団員に対する地域特性に応じた内容の教育・訓練等の取組を支援します。
- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の実施する訓練や資機材の充実を支援するとともに、活動にかかる経費の一部を助成します。また、地区防災会議が実施する防災訓練及び会議の運営等に要する経費の一部を助成します。(1-2再掲)
- 東京都・警察・消防・自衛隊をはじめとする防災関係機関との連携をさらに強化し、合同防災訓練等の取組を通して、円滑な避難救助体制の整備に努めます。

リスクシナリオ

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺

①健やかに安心してくらするまちづくり	②一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④基本計画推進のための区政運営
--------------------	------------------------------	---------------------	-----------------

【脆弱性の分析・評価】

- 円滑な医療救護活動を行うため、災害時の医療救護体制を強化しておく必要があります。
- 区内の病院について、災害時でも医療救護活動を行うための環境整備を行うとともに災害時の特別な体制に備えて日頃から訓練をしておく必要があります。
- 近年発生した災害の教訓や本区の地域特性を踏まえて、災害時に関係機関や他自治体の支援活動を円滑に受けられるよう、受援体制の実効性を向上していく必要があります。
- 災害時においても緊急車両が通行出来るよう、緊急交通路や緊急輸送道路の防災対策を進める必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 在宅医療体制や病床整備等、必要な医療提供体制を医師会等関係団体と連携して検討し、地域医療環境の充実をめざします。
- 災害時協定等に基づき、災害時の医療救護体制の強化を図ります。
- 大規模な災害時に備えて、国や東京都と連携して支援・受援体制の整備に努めます。また、周辺自治体だけでなく、ICT等を活用して遠隔自治体との情報・知識の共有を図ります。

(2-1再掲)

- 緊急交通路(緊急自動車専用路含む。)や緊急輸送道路の防災対策について、国や東京都と連携して取組みます。

リスクシナリオ			
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○災害時に備え、災害拠点病院・緊急通行車両のための燃料確保に関する取組を進める必要があります。また、自家発電装置の稼働延長のための燃料タンクの整備や緊急給油訓練、自立電源の確保等についても進める必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○東京都と連携し、災害拠点病院や緊急通行車両について、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保に努めます。</p> <p>○東京都と連携し、災害拠点病院や行政施設などに対して、自家発電装置の稼働延長に伴う燃料タンクの整備や緊急給油訓練等を推進します。</p>			

リスクシナリオ			
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○徒歩帰宅者の安心・安全な避難経路の確保を図るため、主要駅や帰宅支援対象道路を中心に案内情報の提供や沿道建築物の倒壊等を防ぐ取組が必要となります。</p> <p>○区内警察署と連携を密にし、駅前での滞留者を円滑に一時滞在施設へ移動させるための訓練を実施していく必要があります。</p> <p>○帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、区内事業者は発災後一定期間、帰宅困難者や従業員を留めておけるだけの備蓄を確保させる必要があります。</p> <p>○帰宅困難者の一時帰宅に伴う混乱を回避するための支援策を整備する必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○東京都が指定する帰宅支援対象道路以外に、区独自の帰宅支援対象道路を指定するとともに、東京都や鉄道事業者と連携して帰宅困難者対策を推進します。</p> <p>○帰宅困難者に対する案内、誘導や情報提供を行う体制について、駅前滞留者対策協議会で検討していきます。</p> <p>○帰宅支援対象道路沿道の帰宅支援ステーション等の活用、災害用給水所（深井戸）・災害用マンホールトイレの整備、デジタルサイネージ（電子看板）やインターネット等通信媒体を使った情報提供ツールの整備を図ることで、水・トイレ・各種情報を提供し、より一層の安全・安心を確保します。</p> <p>○区内事業者に対し、余裕をもった備蓄やオフィス家具の転倒・落下・移動等の防止対策を促すとともに、事業所の防災計画に帰宅困難者対策を反映するよう啓発していきます。</p>			

○帰宅困難者受入施設や協力事業者の拡充、東京都、関係団体と連携した帰宅困難者対応訓練等を実施することにより、一時帰宅する帰宅困難者の安全の確保を図ります。

リスクシナリオ

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	----------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 予防接種等による感染症予防や衛生知識の普及啓発、食品衛生指導等の取組を平時から着実に実施し、災害時でも疫病・感染症のまん延を防ぐ必要があります。
- 自主防災組織を中心に疫病・感染症対策を含めた安全な避難所運営体制の構築に努めていく必要があります。
- 感染症や疫病のまん延を防ぐため、適切な消毒や害虫の駆除を実施する体制を推進する必要があります。
- 災害時に避難所となる学校や公園を中心に災害用トイレ等の整備を推進する必要があります。
- 公園の老朽化が進行しており、災害時の利用も想定されるトイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性を向上する必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 災害時に避難所を含む被災地で疫病・感染症のまん延を防ぐため、予防接種や衛生知識の普及啓発、食品衛生指導等の取組を実施します。
- 災害時に感染症の発生やまん延を防止するため、計画的に消毒薬を備蓄するとともに、平時より区民及び事業者等に対して衛生害虫防除の普及啓発を推進していきます。
- 災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校を中心に災害用マンホールトイレの整備を推進するとともに、簡易式トイレの備蓄の充実に努めます。
- 効率的な公園施設の維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上します。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ

3-1 職員・庁舎等の被災による行政機能の大幅な低下

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	----------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 現庁舎は建物や設備の老朽化、耐震性能の不足が課題となっており、災害に強い新庁舎の整備と、新庁舎建設までの期間における現庁舎の適切な維持管理による安全性の確保を進める必要があります。
- 停電発生時においても業務継続体制を維持するため、本庁舎における非常用電源をはじめとしたエネルギーの確保を進める必要があります。
- 庁内の防災訓練の実施により、災害対策本部の組織力向上、職員のリスク管理・危機管理意

識の向上を図る必要があります。

- 大規模災害が発生した場合、職員自身が被災者となるとともに、災害対応においては平時と異なる業務内容、職場環境、長時間勤務等により、心身の健康に支障をきたすことも考えられることから、災害時における職員の健康管理対策を考えておく必要があります。
- 行政手続きのオンライン化が進む中で、災害対応で必要となる各種証明書等の発行方法をはじめとしたシステムの習熟度を向上させ、災害時の業務の円滑化を図る必要があります。
- 庁舎が被災した場合に備えて、災害対策本部の予備施設の整備を進め、代替機能の確保に努める必要があります。
- 区の業務継続計画に基づく、適切な業務継続体制の確保を進める必要があります。
- 大規模災害発生時には、庁舎や職員等が被災し、区単独で迅速な初動対応ができないことも考えられることから、広域連携体制の構築に努める必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 新庁舎の整備にあたっては、庁舎全体が災害時の防災拠点となる、災害に強い庁舎をめざします。なお、新庁舎建設には時間を要するため、現庁舎の適切な維持管理に努めます。
- 発災後の円滑な予防・応急体制を確保するため、災害対策本部の実動訓練を定期的実施します。
- 防災設備や区有施設の安全対策を進めるとともに、災害時の通信手段やライフラインの確保について検討します。
- 災害時に確実に職員のケアが実施され、ストレスなどにより心身に不調をきたす職員を発生させないよう、休息室の確保や、交代制で勤務出来る体制等を検討します。
- 被害状況の把握や、被災者の迅速な生活再建に必要な手続きである、罹災証明書発行などのシステムが、適切に運用できるよう職員の研修や訓練を実施します。
- 庁舎が被災した場合に備え、災害対策本部の予備施設（防災センター等）の適切な整備を行います。
- 業務継続計画に基づく適切な業務継続体制の確保を進めるとともに、適宜、計画の見直しを行います。
- 他自治体、事業者、協会・団体等との災害時応援協定の締結を推進し、応援職員や応急危険度判定員の受入れに備えて、備蓄や宿泊スペースの確保等の検討を進めます。

リスクシナリオ

3-2 被災等による治安の悪化

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	----------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 大規模災害発生後は悪質商法、空き巣などの犯罪の発生が懸念されます。被害を防ぐために、日頃から防犯パトロールや、子どもや高齢者など被害に遭いやすい方々へ防犯意識の醸成を図ることで、地域の防犯力を向上する必要があります。
- 地域の安心・安全のための防犯パトロール等の活動を進める町会・自治会を対象に防犯カメラ等の防犯設備の設置に対する支援を推進していく必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 3歳から小学校低学年までの子どもを対象とした、防犯に関する紙芝居やDVD放映等による子ども向け防犯教室や、高齢者が集まる機会や場所を利用した、警察官OBによる防犯出前講座を実施し、子供や高齢者の防犯意識を向上します。
- 町会・自治会及び商店街が実施する防犯カメラの設置・運営等の取組を支援します。
- 平時から災害時における危機管理体制の構築や関係機関との連絡体制の整備を行います。
- 地域安全・安心パトロール隊による青色回転灯を設置したパトロールカーで区内を巡回し、不審者や不審物の発見、子育て支援施設をはじめとする公共施設の安全確認などに取組みます。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ

4-1 情報通信や郵便事業の麻痺・長期停止による必要かつ正確な情報等の途絶

①健やかに安心してくらせるまちづくり	②一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④基本計画推進のための区政運営
--------------------	------------------------------	---------------------	-----------------

【脆弱性の分析・評価】

- 近年多発する災害に備え、平時から多様な災害に強い情報伝達手段を整備しておく必要があります。(1-5再掲)
- 災害時の防災行政無線は区民への重要な情報伝達手段となるため、聞き取りにくい地域等に対する伝達方法を確保する必要があります。
- 要配慮者の安心・安全を確保するため、あらかじめ家族への伝達手段を確認・確保しておく必要があります。
- 災害時における言語や文化の違いによる外国人観光客や外国人住民の混乱を防ぐため、外国人向けの災害情報の多言語化を整備する必要があります。
- 災害時は停電などにより、平常時と同じように防災ラジオやスマートフォンを充電できない可能性があるため、充電用の電源を確保する必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 防災行政無線同報系の難聴地域対策等を進めるとともに、移動系無線について、災害時に強い無線通信サービス等の導入を検討します。(1-5再掲)
- 災害時でも、正確な情報が迅速に提供できるよう、防災行政無線やホームページ、北区メールマガジンのほか、SNSなど多様な情報伝達手段を整備しておきます。(1-5再掲)
- 臨時災害FMラジオ放送について、関東総合通信局等と調整し保有機材の有効な活用を検討します。(1-5再掲)
- 災害時でも、要配慮者を含む家族・親戚等と連絡を取れるよう、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」の普及啓発を進めます。
- 多言語及びやさしい日本語による情報発信、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。また、日本語学習等を行う支援団体と連携し、日本語学習機会の拡充や、外国籍の児童・生徒の学習支援に取組むとともに、各避難所に設置された「避難所開設キット」に、

コミュニケーションツールとして「多言語案内シート」を格納します。
 ○防災ラジオやスマートフォンを充電するための電源確保（モバイルバッテリーなど）を準備することを区民に普及啓発します。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ			
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○災害時でも区内の各企業が事業を継続し、本区の経済活動の停滞を防ぐため、各企業の事業継続力強化のための事業継続計画策定を支援する必要があります。</p> <p>○災害によって道路が被害を受けると、物流ルートに支障をきたすため、道路の耐震化・老朽化対策等を進め、災害時でも機能する物流ネットワークの構築を進める必要があります。</p> <p>○物流を停滞させないために、他自治体や事業者・団体等との協力体制の構築を進めていく必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○企業に対し、災害時等の緊急事態を想定した事業継続や早期復旧のために必要な対応策をまとめた事業継続計画の策定を促していきます。</p> <p>○道路や橋梁等のインフラを適正に管理するとともに、体系的な道路ネットワークの構築にむけ、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、無電柱化を推進します。（1-5再掲）</p> <p>○関係機関との物資の供給や輸送に関する協定の見直し・締結を進めます。（2-1再掲）</p>			

リスクシナリオ			
5-2 食料等の安定供給の停滞			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○本区の東側は、標高10m未満の荒川の沖積低地が広がっており、局地的な集中豪雨や台風等による浸水リスクが高いことから、地震時のみならず、風水害時も含めたあらゆる災害を想定した災害協定、物資調達に係る協定の見直し・締結を進めていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">（2-1再掲）</p> <p>○大規模災害時は区だけでは対応できない事態も想定されるため、国や東京都との連携協力体制の充実を図る必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○大規模な災害時に備えて、国や都と連携して支援・受援態勢を整備します。また、周辺自治体だけでなく、ICT等を活用して遠隔自治体との情報・知識の共有を図ります。（2-1再掲）</p>			

○関係機関との物資の供給や輸送に関する協定の見直し・締結を進めます。(2-1再掲)

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ			
6-1 電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止			
①健やかに安心してくらせるまちづくり	②一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○災害時に電気・ガス等のライフラインが停止すると、区民の生活や企業の経済活動をはじめ、災害応急活動等にも多大な影響を及ぼすため、自家発電設備の整備やライフライン事業者との連携体制の強化を進める必要があります。</p> <p>○災害により断水が発生すると、飲料水のみならず生活用水が不足し、区民生活に支障をきたすため、家庭での水の備蓄の促進と区民への給水体制の整備を図る必要があります。</p> <p>【リスクへの対応方策】</p> <p>○災害時でも生活・経済活動を継続出来るよう、公共施設や交通環境における脱炭素化を進めるとともに、新エネルギー・省エネルギーの導入や、まちづくりと連動した地域エネルギーマネジメントシステムの導入を図ります。</p> <p>○災害時における優先的供給を依頼できる給油施設(GS等)の確保を進めます。</p> <p>○災害対策施設に設置した自家発電装置への給油方法に関する訓練や協定等による電源供給が可能な車両や施設の確保・整備を推進します。</p> <p>○発災直後の緊急的に必要な飲料水はペットボトル等で備蓄をし、それ以外で不足する数量については、「災害時給水ステーション(東京都)」、「避難所受水槽」などの施設活用を図ります。(2-1再掲)</p>			

リスクシナリオ			
6-2 地域交通ネットワークが分断する事態			
①健やかに安心してくらせるまちづくり	②一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <p>○災害によって幹線道路や緊急輸送道路が被害を受けると、救急・救命活動や緊急物資の輸送等に多大な影響を及ぼすため、道路の老朽化対策や無電柱化を推進する必要があります。</p> <p>○建築物の倒壊等により、道路が閉塞されることを防ぐため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や狭あい道路の拡幅等を推進する必要があります。(1-1再掲)</p> <p>○本区は、高低差が大きく坂道の多い地域が存在するため、災害時でも高齢者や障害者が移動出来るよう、公共交通網の充実を図る必要があります。また、高齢者や障害者が段差等により、移動が困難にならないよう、駅をはじめとした交通施設のバリアフリー化を推進する必要があります。</p>			

- 北区の交通ネットワークは、鉄道を基軸として主要駅を結ぶ路線バスやそれらを補完するコミュニティバス（Kバス）が整備されていますが、鉄道・路線バスが対応できない地域に対して、公共交通機能の向上を図る必要があります。
- 自転車が安心して通行できるよう、道路上の空間等の整備を推進する必要があります。
- 交通モードが集積する鉄道駅周辺では、分断が生じないよう交通結節機能を強化していく必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 道路や橋梁等のインフラを適正に管理するとともに、体系的な道路ネットワークの構築にむけ、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、無電柱化を推進します。（1－5再掲）
- 特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路に指定された道路について、沿道建築物の耐震化を促進します。（1－1再掲）
- 緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の防災対策について、国や東京都と連携して取組みます。（2－3再掲）
- 特定緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、令和7年度末までに耐震化率100%を目指します。併せて、令和7年度末までに、区間到達率95%未満の区間の解消と総合到達率99%以上の達成を目標とし、令和17年度末までに、総合到達率100%の達成を目指します。（1－1再掲）
- 一般緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、耐震性能を満たしていない建築物の耐震化を促進します。（1－1再掲）
- 誰もが安心して移動できるよう、土地の高低差によって移動が困難な地域や、バリアフリー施設や公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、地域公共交通による移動手段の確保を推進します。
- 安全で快適な自転車利用空間を創出するため、自転車通行空間の整備を推進します。
- 鉄道駅周辺では、交通結節機能の強化とともに、駅と周辺市街地が一体となったまちづくりを鉄道事業者等と連携協力しながら進めます。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ

7-1 木造住宅密集地域等における大規模火災の発生

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 区内には、木造住宅密集地域が多く存在しており、令和元年度末の不燃領域率は、十条・赤羽西地域で56.1%、志茂地域で57.1%、西ヶ原・巢鴨地域で62.5%に留まっています。建築物の火災が燃え広がることにより、大規模火災が発生することを防ぐため、建物の不燃化を促進し、木造住宅密集地域の改善を図る必要があります。（1－2再掲）
- 地域を跨いだ大規模火災の発生を防ぐため、都市計画道路の整備や公園等のオープンスペースの確保により、延焼遮断帯の形成を図る必要があります。（1－2再掲）
- 無接道地が多いため不燃化建替えが進んでいない状況であり、震災時に火災が広がる危険性

が高く対策を進める必要があります。(1-2再掲)

- 建築物の延焼を最小限に抑えるため、街路設置消火器や消火用スタンドパイプ、可搬式消防ポンプの設置を進め、地域における迅速な消火活動を図る必要があります。(1-2再掲)
- 災害後の通電火災を防ぐための、感震ブレーカーや家具転倒防止対策の普及啓発を進めていく必要があります。(1-2再掲)
- 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織における防災訓練や装備の充実、消防団における資機材の配備等の取組を支援していく必要があります。(1-2再掲)

【リスクへの対応方策】

- 「都市防災不燃化促進事業」や「地区防災不燃化促進事業」を導入し、耐火建築物等を建築する際の建築費等の一部を助成します。(1-2再掲)
- つっぱり棒などの家具転倒防止器具や簡易型感震ブレーカーの取り付けが自力では難しい方を対象に、器具の取付支援を行います。(1-1再掲)
- 通電火災を防止するため、不燃化特区内の木造住宅に居住する世帯を対象に簡易型感震ブレーカーを配布します。(1-2再掲)
- 道路・公園等をはじめとする公共施設を整備するとともに、木造住宅密集地域を中心に地域住民との協働を進め、地区計画や東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制区域」の導入を図るなど建築物の不燃化、耐震化を促進し、燃え広がらない・燃えないまちの実現をめざします。(1-2再掲)
- 消防活動を円滑に行うことができるよう、主要生活道路の整備を進めます。(1-2再掲)
- 共同化や敷地整序、新たな道路整備の実施により、無接道地を解消します。
- 公園・緑地などのオープンスペースは、災害時における避難場所や一時(いつとき)集合場所となっており、特に公園・緑地などの不足地域における緑の整備は重要であり、引き続き推進していきます。また、耐火性を考慮した樹木の植栽や防災施設の設置を推進し、安全性を高めていきます。(1-2再掲)
- 区内の消防署は、9つの商店街等と協定を締結して地域防災力の向上を図る取組を行っており、引き続き協定の拡大や、活動の普及啓発を促進します。(1-2再掲)
- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織が実施する訓練や街路設置消火器、消火用スタンドパイプ、可搬式消防ポンプ等、資機材の充実を支援するとともに、活動にかかる経費の一部を助成します。また、地区防災会議が実施する防災訓練及び会議の運営等に要する経費の一部を助成します。(1-2再掲)

リスクシナリオ

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうらおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
---------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 建築物の倒壊等により、道路が閉塞し、緊急車両等の通行ルートが寸断することを防ぐため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や狭あい道路の拡幅、道路の無電柱化を推進する必要

があります。(1-1再掲)

- 区内には老朽化した空き家が点在しており倒壊のリスクが高いことから、新たな空き家の発生と、既存の空き家の管理不全化を抑制する必要があります。(1-1再掲)
- 建築物の倒壊のみならず、ブロック塀の倒壊により通行人等が被害に遭う恐れがあるため、安全対策を促進させる必要があります。(1-1再掲)

【リスクへの対応方策】

- 特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路に指定された道路について、沿道建築物の耐震化を促進します。(1-1再掲)
- 緊急交通路(緊急自動車専用路含む。)や緊急輸送道路の防災対策について、国や東京都と連携して取組みます。(2-3再掲)
- 特定緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、令和7年度末までに耐震化率100%を目指します。併せて、令和7年度末までに、区間到達率95%未満の区間の解消と総合到達率99%以上の達成を目標とし、令和17年度末までに、総合到達率100%の達成を目指します。(1-1再掲)
- 一般緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、耐震性能を満たしていない建築物の耐震化を促進します。(1-1再掲)
- 総合的な空き家等対策の推進により、災害時における老朽化した空き家の倒壊を防ぎます。(1-1再掲)
- 近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を防止するため、アドバイザーによる耐震診断を行うとともに、除却工事、改善工事及び建替え工事にかかる経費の一部を助成することでブロック塀等の耐震性の向上を図り、区民の安全性の確保を図ります。(1-1再掲)

リスクシナリオ

7-3 河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

①健やかに安心してくらせるまちづくり	②一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③安全で快適なうらおいのあるまちづくり	④基本計画推進のための区政運営
--------------------	------------------------------	---------------------	-----------------

【脆弱性の分析・評価】

- 大規模水害時のみならず、地震時を含めた災害時における高規格堤防やスーパー堤防の損壊による区内の浸水被害に備え、国や東京都と実施する整備事業等を支援する必要があります。(1-3再掲)
- 大規模水害時に備え、区民に高台の避難場所への避難方法を啓発し、公的な広域避難場所について関係機関と検討を進める必要があります。
- 区内には大河川である荒川が流れており、大規模水害と隣り合わせの状況にあります。このため、区民に対して、ハザードマップやマイ・タイムラインの普及啓発を図り、「逃げ遅れゼロ」の実現に努める必要があります。(1-3再掲)

【リスクへの対応方策】

- 大規模水害による被害を抑えるため、国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整

備をまちづくり等と連携して促進するとともに、低地部から高台への避難ルートの確保や高台まちづくりを推進します。(1-3再掲)

○区民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、国、東京都、他自治体、鉄道事業者等の関係機関と連携協力しながら検討を進めます。(1-3再掲)

○「東京マイ・タイムライン」を活用し、講習会や作成講座を通じて、マイ・タイムラインの普及や理解の促進を図ります。また、コミュニティ・タイムラインの導入も検討します。

(1-3再掲)

リスクシナリオ

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

① 健やかに安心してくらせるまちづくり

② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

④ 基本計画推進のための区政運営

【脆弱性の分析・評価】

○災害時の損壊等により、有害物質が流失することを防ぐため危険物保管施設等の関係機関との協力体制を整備するとともに、非常時の連絡体制を確認・整備する必要があります。

○建物の解体時に飛散するアスベストにより作業員や周辺住民が被害を受けることを防ぐため、解体等工事の施工者に対して、アスベストの飛散防止のため適切な措置を取らせるよう努める必要があります。

【リスクへの対応方策】

○消防署等の関係機関と連携を密にして有害物質の安全対策を進めます。

○災害により倒壊した建物を解体する際は、解体等工事の施工者に対し、アスベストの使用の有無を調査するよう指導するとともに、工事着手前に立入検査等を実施し、アスベスト飛散防止措置が適切に取られているか確認に務めます。

リスクシナリオ

7-5 風評被害等による地域社会の混乱

① 健やかに安心してくらせるまちづくり

② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

④ 基本計画推進のための区政運営

【脆弱性の分析・評価】

○災害時の風評による区民の混乱を防ぐため、正確な情報を発信するための情報伝達手段の多様化や関係機関への情報提供体制を整備していく必要があります。

○災害時における言語や文化の違いによる外国人の住民・観光客の混乱を防ぐため、災害情報の多言語化を整備する必要があります。(4-1再掲)

【リスクへの対応方策】

○平時より各メディアへの情報提供や北区公式 SNS に関する運用方法等を定めておき、有事の際に迅速かつ正確な情報発信を行える体制を構築します。

○多言語及びやさしい日本語による情報発信、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。また、日本語学習等を支援する団体と連携し、日本語学習機会の拡充や、外国籍の

児童・生徒の学習支援に取り組むとともに、各避難所に設置された「避難所開設キット」に、コミュニケーションツールとして「多言語案内シート」を格納します。（４－１再掲）

リスクシナリオ

7-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化

① 健やかに安心してくらす まちづくり	② 一人ひとりがいきいき と活動するにぎわいの あるまちづくり	③ 安全で快適なうるおい のあるまちづくり	④ 基本計画推進のための 区政運営
------------------------	---------------------------------------	--------------------------	----------------------

【脆弱性の分析・評価】

- 避難所における感染症などについて、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう健康危機管理体制を構築する必要があります。
- ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることも想定し、ペットと同行避難する際の場所の確保やルールづくりをしておく必要があります。
- 要配慮者や社会情勢・生活様式等の変化も考慮した避難所運営ができるよう平時からの訓練実施、備蓄物資の充実、マニュアルの整備・見直しなど、区民が生活しやすい避難環境を整備していく必要があります。
- 災害時における言語や文化の違いによる外国人観光客や外国人住民の混乱を防ぐため、外国人向けの災害情報の多言語化を整備する必要があります。（４－１再掲）
- 予防接種等の感染症予防や衛生知識の普及啓発、食品衛生指導等の取組を平時から着実に実施する必要があります。（２－６再掲）
- 避難所においては感染症対策として避難者が密接しないよう十分なスペースを確保する必要があるため、収容人数が不足しています。このため、さらなる避難所の拡充を図る必要があります。
- 公園の老朽化が進行しており、災害時の利用も想定されるトイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性を向上する必要があります。（２－６再掲）

【リスクへの対応方策】

- 各避難所等に、マスクや消毒液、パーテーションなどの衛生用品を配備します。
- 避難所におけるペットの避難場所をあらかじめ計画しておくとともに、ペットの同行避難に関するルールを作成し、周知していきます。
- 災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校を中心に災害用マンホールトイレの整備を推進するとともに、簡易式トイレの備蓄の充実に努めます。（２－６再掲）
- 災害種別に応じた福祉避難所開設について検討し、要配慮者が安心して避難できる場所の確保に努めます。
- 多言語及びやさしい日本語による情報発信、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。また、日本語学習等を行う支援団体と連携し、日本語学習機会の拡充や、外国籍の児童・生徒の学習支援に取り組むとともに、各避難所に設置された「避難所開設キット」に、コミュニケーションツールとして「多言語案内シート」を格納します。（４－１再掲）
- 避難所での感染症等のまん延を防ぐため、避難所開設訓練において感染症対策の普及啓発を実施します。

- 大学や都立学校、民間施設等と災害時の避難所使用に関する協定を締結し、避難所の拡充を図ります。
- 効率的な公園施設の維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上します。（2－6再掲）

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ			
8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理にあたり、東京都や特別区、関係機関と緊密な連携体制を構築していく必要があります。 ○災害廃棄物処理を速やかに実施するため、災害時でも平時と同様に、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の協力が必要となります。 ○大規模水害等により発生した災害廃棄物は、水分を含んでいたり、混合状態であったりするなど、震災時と異なるフローで処理しなければならないため、風水害時を想定した災害廃棄物処理計画の見直しを図る必要があります。また、清掃車両が水没しないよう、予め対策を検討しておく必要があります。 <p>【リスクへの対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理体制については、国や東京都の災害廃棄物処理体制を注視しつつ、「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて検討していきます。 ○災害廃棄物の処理にあたっては、災対関係部と連携して実施するとともに、特別区が一体となって関係機関と緊密な連携を図りながら処理を行っていきます。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などの協力・支援を受ける体制を整備します。 ○区民やボランティアに対して、災害廃棄物処理に関する啓発・広報を行います。 ○風水害時を想定した災害廃棄物処理計画の見直しを進めます。また、清掃車両等の高台避難、廃棄物情報管理システムなどについても検討を進めます。 ○業務継続計画の見直しや対策の検討に取り組み、継続的な改善を図ります。 			

リスクシナリオ			
8－2 人材不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興の早期実現のため、住家被害認定調査及び罹災証明書発行等の業務が適切に実施できるよう被害想定に対応可能なシステムに拡充するとともに、職員の研修や訓練及び受援のしくみづくりに取り組む必要があります。 			

- 周辺自治体との連携・協力を推進し、人材の派遣を含めた効率的・効果的な取組について検討するとともに、大規模な災害時には、国や東京都と連携して支援・受援態勢を整え、迅速な復旧・復興に努めます。
- 区だけで対応出来ない事態に備え、国や東京都との支援・受援態勢を整えるとともに、周辺自治体との人材派遣等の取組を推進する必要があります。
- ボランティア団体等への情報提供やネットワークの充実を図るとともに、区民の参加の促進と組織の自立支援を進めていく必要があります。(2-2再掲)
- 地域住民の高齢化等に伴い、防災の担い手不足が顕著になっており、若年層に対して実践的な防災訓練や防災学習への参加を促進し、地域の防災リーダーを育成する必要があります。
- 災害対応に従事する保護者・介護者が安心して活動できるよう、災害時でも保育や介護を実施できる体制を整備していく必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 住家被害認定調査による被害状況の把握や、被災者の迅速な生活再建に必要な手続きである、罹災証明書発行などのシステムが、適切に運用できるよう職員の研修や訓練を実施するとともに受援のしくみづくりを推進します。(3-1再掲)
- 大規模な災害時に備えて、国や東京都と連携して支援・受援態勢を整え、迅速な復旧・復興に努めます。また、周辺自治体だけでなく、ICT等を活用して遠隔自治体との情報・知識の共有を図ります。(2-1再掲)
- 北区NPO・ボランティアぶらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。また、北区災害ボランティアセンターの設立・運営支援に向けて北区社会福祉協議会との連携を深めます。さらに、NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います(2-2再掲)
- 災害に備え、町会・自治会、商店街、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、PTA、高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会等による地域全体で支えあうしくみづくりを推進します。(1-5再掲)
- 平時から青少年のリーダー育成事業をはじめとした、区民との協働による事業を展開するとともに、まちづくりを通じて地域の活性化を推進します。
- 緊急に保育を必要とする子どもを一時的に預けることのできる緊急保育制度の活用とともに、災害時の応急保育の体制整備を検討します。
- 避難所開設訓練において、開設・運営に携わる自主防災組織を中心に、学校参集職員や学校・PTAなどを含めて実施し、経験を蓄積するとともに地域防災に関わる方々の間で、顔の見える関係を構築していきます。(1-2再掲)

リスクシナリオ

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 健やかに安心してくらすまちづくり

② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

④ 基本計画推進のための区政運営

【脆弱性の分析・評価】

- 災害は地域全体で対応しなければならない課題であるため、平時から町会・自治会を中心とした地域の関係機関とコミュニティの活性化を図る必要があります。
- 町会・自治会の新規加入者が少なく、加入率が低下していることから、加入促進の取組を支援する必要があります。
- 市街地再開発事業や大規模団地建替え事業等を契機に、地域コミュニティの形成や地域特性を踏まえ、まちづくりを通して地域活性化に努める必要があります。
- 災害時でも要配慮者に対して、適切な対応が出来るよう、平時から相互理解を促進するための知識の普及啓発を図る必要があります。
- 自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとした避難支援等関係者や地域関係者が一体となって、高齢者や障害者の人々などの要配慮者を見守り・支えあう体制の構築を図る必要があります。
- 外国人を含めた地域コミュニティの強化を進めるため、言語や文化の相互理解を深めていく必要があります。

【リスクへの対応方策】

- 災害に備え、町会・自治会、商店街、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、PTA、高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会等による地域全体で支えあうしくみづくりを推進します。(1-5再掲)
- 行政や町会・自治会、まちづくり協議会、事業者等の多様な主体が、それぞれの役割と責任を相互に理解し、連携し一体となったまちづくりを進めます。また、事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できるしくみづくりや、地域への関心を高める機会の提供に積極的に取り組み、地域コミュニティの形成や地域の活性化に努めていきます。
- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織が実施する訓練や資機材の充実を支援するとともに、活動にかかる経費の一部を助成します。また、地区防災会議が実施する防災訓練及び会議の運営等に要する経費の一部を助成します。(1-2再掲)
- 北区における町会自治会の加入促進に関する協定に基づき、町会・自治会への加入促進のチラシ等の作成や、それぞれの団体に対する必要な支援を行うことで加入促進を図ります。
- 避難所開設や避難場所の提供等について、高校・大学等の教育機関と協定を締結し、防災分野における地域住民との協働を推進していきます。
- 「(仮称)北区大規模水害時避難行動支援計画」を策定するとともに、避難行動要支援者名簿の活用や個別支援計画の記載内容の見直しについて検討します。(1-3再掲)
- 多言語及びやさしい日本語による情報発信、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。また、日本語学習等を行う支援団体と連携し、日本語学習機会の拡充や、外国籍の児童・生徒の学習支援に取組みます。(1-5再掲)

リスクシナリオ

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 健やかに安心してくらすまちづくり

② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

④ 基本計画推進のための区政運営

【脆弱性の分析・評価】

- 建築物の倒壊等により、道路が閉塞し、緊急車両等の通行ルートが寸断することを防ぐため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や狭あい道路の拡張、道路の無電柱化を推進する必要があります。(1-1再掲)
- 区内には老朽化した空き家が点在しており倒壊のリスクが高いことから、新たな空き家の発生と、既存の空き家の管理不全化を抑制する必要があります。(1-1再掲)
- 道路や建物が倒壊・損壊した場合でも円滑な復旧復興を行うため、地籍調査を実施し土地の境界を正確かつ明確にしておく必要があります。
- 現庁舎は建物や設備の老朽化、耐震性能の不足が課題となっており、災害に強い新庁舎の整備と、新庁舎建設までの期間における現庁舎の適切な維持管理による安全性の確保を進める必要があります。(3-1再掲)
- 庁舎が被災した場合に備えて、災害対策本部の予備施設の整備を進め、代替機能の確保に努める必要があります。(3-1再掲)

【リスクへの対応方策】

- 特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路に指定された沿道建築物の耐震化を促進します。
(1-1再掲)
- 特定緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、令和7年度末までに耐震化率100%を目指します。併せて、令和7年度末までに、区間到達率95%未満の区間の解消と総合到達率99%以上の達成を目標とし、令和17年度末までに、総合到達率100%の達成を目指します。(1-1再掲)
- 一般緊急輸送道路については、普及啓発活動を継続的に行うとともに補助事業を活用することにより、耐震性能を満たしていない建築物の耐震化を促進します。(1-1再掲)
- 道路や橋梁等のインフラを適正に管理するとともに、体系的な道路ネットワークの構築にむけ、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、無電柱化等を推進します。(1-5再掲)
- 迅速な復旧復興に向けて土地の境界を明確にしておくため、計画的に地籍調査を実施します。
- 新庁舎の整備にあたっては、庁舎全体が災害時の防災拠点となる災害に強い庁舎をめざします。なお、新庁舎建設には時間を要するため、現庁舎を使用する間、適切な維持管理に努めます。(3-1再掲)
- 庁舎が被災した場合に備えて、災害対策本部の予備施設(防災センター等)の適切な整備を行います。(3-1再掲)

リスクシナリオ			
8-5 河川堤防等の損壊により浸水被害が発生し復旧・復興が大幅に遅れる事態			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高規格堤防やスーパー堤防の整備等を支援し、地震と洪水が短期間で発生するような複合災害による被害を最小限に抑える必要があります。 ○ 水害により発生した災害廃棄物については、多くは混合状態であり、処理に手間がかかるため、処理手順について検討する必要があります。 ○ 水害等で床上・床下浸水が発生した場合は、害虫等による感染症が発生する恐れがあるため、消毒や害虫駆除の実施体制を整備する必要があります。 <p>【リスクへの対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模水害による被害を抑えるため、国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整備をまちづくり等と連携して促進するとともに、低地部から高台への避難ルート確保や高台まちづくりを推進します。(1-3再掲) ○ 風水害時を想定した災害廃棄物処理計画の見直しを進めます。(8-1再掲) ○ 水害等で床上・床下浸水の被害が発生した場合の洗浄及び衛生対策について、日頃から普及啓発を図ります。 			

リスクシナリオ			
8-6 被災等により貴重な有形・無形の文化財等が衰退・損失する事態			
① 健やかに安心してくらせるまちづくり	② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	④ 基本計画推進のための区政運営
<p>【脆弱性の分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害による文化財の被害を最小限に抑える対策と、損壊が生じてしまった場合でもそれを修復する技術を持った人材の確保、無形の民俗文化の継承を進めていく必要があります。 <p>【リスクへの対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有形・無形の文化財を保存し、次世代に継承していくための取組を推進します。 ○ 災害による文化財の被害に備え、学芸員の修復技術習得に努めます。 ○ 無形の民俗文化財を維持するための地域での取組を支援します。 ○ 博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめます。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進めます。 			

リスクシナリオ

8-7 仮設住宅等の整備が進まないことにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 健やかに安心してくらすまちづくり

② 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

③ 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

④ 基本計画推進のための区政運営

【脆弱性の分析・評価】

- 道路や建物が倒壊・損壊した場合でも円滑な復旧復興を行うため、地籍調査を実施し土地の境界を正確かつ明確にしておく必要があります。(8-4再掲)
- 復旧・復興の早期実現のため、住宅被害認定調査及び罹災証明書発行等の業務が適切に実施できるよう被害想定に対応可能なシステムに拡充するとともに職員の研修や訓練に取り組む必要があります。(8-2再掲)
- 迅速な復旧・復興を行うために、「北区震災復興マニュアル」について普及啓発し、区民・事業者との協働体制を構築する必要があります。

【リスクへの対応方策】

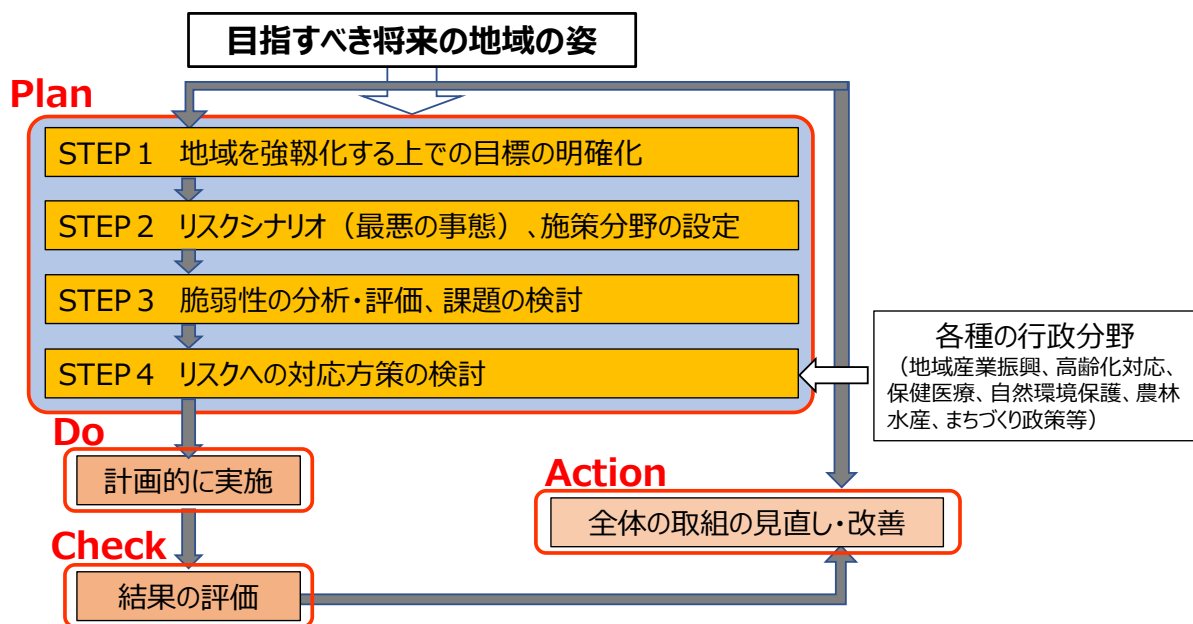
- 迅速な復旧復興に向けて土地の境界を明確にしておくため、計画的に地籍調査を実施します。(8-4再掲)
- 住宅被害認定調査による被害状況の把握や、被災者の迅速な生活再建に必要な手続きである罹災証明書発行などのシステムが、適切に運用できるよう職員の研修や訓練を実施します。(3-1再掲)
- 北区震災復興マニュアルの普及啓発を図るとともに、区民や事業者と区が協働でまちの復興を進めるためのしくみづくりをしていきます。

第6章 計画の推進と進捗管理

本計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもと、施設の整備や耐震化などの「ハード対策」だけでなく、防災訓練、自主防災組織の育成、避難所運営の見直しなどの「ソフト対策」も適切に組み合わせることで、効果的に施策を推進していきます。

さらに、国や東京都、他自治体、区民、NPO、企業等との連携や協力、地域コミュニティの活性化など、災害時に備えた日頃からの関係構築も同時に進めていきます。

また、本計画に基づく取組を確実に推進するため、PDCA サイクルを実践するとともに、本計画を指針とする個別事業について別途一覧表を作成し、指標等による進捗管理や北区基本計画と整合を図りながらの重点化も実施していきます。



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改訂編（令和3年6月）をもとに作成

用語解説

No	用語	説明
あ行		
1	「新たな防火規制区域」	東京都建築安全条例に基づき、知事が指定する災害時の危険性が高い地域について、建築物の耐震性能を強化するもの。 対象区域は、東京都震災対策条例第13条第2項第二号に規定する整備地域その他の災害時の危険性が高い地域のうち、特に知事が指定する区域をいう。
2	インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路、橋梁などの社会基盤をいう。
3	液状化現象	地震が発生した際に、地下水水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の小さい構造物（マンホール等）が浮き上がったりする。
4	延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
か行		
5	河川防災施設	河川の防災に係る河川管理施設、緊急用河川敷道路、河川防災ステーションなどの防災施設をいう。
6	簡易型感震ブレーカー	分電盤に設置する器具で、簡易なものは工事の必要なく取り付けられ、震度5強相当以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具のこと。
7	幹線道路	周辺都市との間を結ぶ道路や都市内の道路網の「幹」となる道路をいい、大量の交通を処理するため、一般に道路の幅員が広く、車線数が2以上で歩道を有する。
8	「(仮称)北区大規模水害時避難行動支援計画」	住民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指すために、避難時に課題がある人を分析・類型化した上で、平時、避難時、災害発生の際に分けて、必要となる支援を整理した計画。令和3年度現在策定中。
9	帰宅困難者	地震などの災害により交通機関が停止し、駅前などに滞留する滞留者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人。
10	帰宅支援ステーション	徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、島しょを除く全都立学校及び東京武道館を災害時帰宅支援ステーションとして位置づけ。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。
11	狭あい道路	主に幅員4m未満の建築基準法第42条第2項の規定に基づくいわゆる2項道路や、未指定の通路などをいう。
12	業務継続 (事業継続)	行政では、主に「業務継続」、民間において「事業継続」という。大規模災害時においても必要な住民サービスを継続できるよう、行政自らも被災する事を前提として、優先的に実施すべき業務を特定し、継続に必要な資源の確保等を定めた計画を業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））として定める。
13	緊急輸送道路	大規模災害時の道路の寸断に備え、緊急輸送を確保するため、主要な防災拠点や輸送拠点を結ぶ道路。県が防災計画に定めるほか、市が指定する道路がある。

No	用語	説明
14	広域避難場所	大規模水害時、浸水区域の住民の避難先が不足するため、行政区域を超え、広域に避難するための避難先。
15	高規格堤防・スーパー堤防	高規格堤防は、通常の堤防と比較して幅の広い堤防（堤防の高さの30倍程度）をいう。スーパー堤防とも称される。
16	交通モード	路線バス、コミュニティバス、鉄道などの複数の交通手段。
17	交通結節機能	人や物の輸送において複数の交通手段の接続が行われる交通結節点における交通機関の乗り換え・乗り継ぎの機能をいう。
18	個別支援計画	避難行動要支援者名簿を活用し、ひとり一人の避難場所や避難方法を決めておく個別避難計画。 令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市区町村の努力義務となった。
さ行		
19	災害拠点病院	大規模自然災害時など通常の医療供給体制では医療の確保困難になった場合に、傷病者を受け入れるとともに、都道府県知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院をいう。
20	災害廃棄物処理計画	将来発生が予測される大規模自然災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・市・民間業者などの役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を目的としている。
21	サプライチェーン	製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。
22	自主防災組織	大規模災害発生に備えて、地域の初期消火活動、救護活動、安否確認、避難場所への安全な移動など、地域の防災を担う組織で、行政区を主体に結成された組織。
23	自力脱出困難者	地震被害想定において、揺れによる建物被害により閉じ込められるなどして、救助が必要となる要救助者。
24	消火用スタンドパイプ	消火栓に差し込み、ホース・筒先を結合することで放水ができる消火用機材で、消火用機材としては軽量で操作も簡単、火元直近の消防水利を活用した有効な消火活動ができる。
25	生活道路	地区に住む人が地域内の移動あるいは地区から幹線道路（主に国道や県道などで通過交通を担う道路）に出るまでに利用する道路。
26	脆弱性	一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために解決が必要である現状での問題点や課題を指す。
た行		
27	単独世帯	世帯人員が一人の世帯
28	地域エネルギーマネジメントシステム	地域のエネルギー利用（面的エネルギー利用）に関する最適化・効率化についてのマネジメントを行うもの。エネルギー消費量とCO2排出量の削減、及びエネルギーコスト（光熱費）の削減を達成する。
29	地域交通ネットワーク	地域における鉄道、バスなどの交通ネットワークをいう。

No	用語	説明
30	地域危険度	東京都震災対策条例に基づき 5 年ごとに公表する指標。地震の揺れによる危険性（建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度）を町丁目ごとに測定したもの。それぞれの危険度について、町丁目ごとの危険度の度合いを 5 つのランクに分けて相対的に評価。 災害時活動困難度は、地震時の建物倒壊や火災発生時の消火・救助などの災害時活動のしやすさ（困難さ）を道路網の稠密さや候幅員道路の多さなど、道路基盤の整備状況に基づき測定したもの。
31	地区計画	それぞれの地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる地区レベルの計画。
32	地籍調査	土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する調査。
33	通電火災	地震などの災害により停電が起きた後に、電気が復旧して通電した際に発生する火災をいう。倒壊によって損傷した屋内配線が短絡した状態のまま停電が復旧し、配線が発熱して周辺の可燃物を発火させる現象。
34	東京マイ・タイムライン	マイ・タイムラインとはいざというときにあわてることのないよう、避難に備えた行動を一人ひとりが予めきめておくもの。「東京マイ・タイムライン」は、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っってマイ・タイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるツール。
35	都市型水害	都市特有の冠水・浸水被害をいう。局地的な豪雨などにより雨水が一気に下水道や中小河川に流れ込み、排水処理機能が追いつかない場合に、雨水があふれ出し、道路や低地の冠水、繁華街や地下街の浸水被害などが発生する。
36	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき都が指定する。
37	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき都が指定する。
な行		
38	内水	水防法第 2 条第 1 項に規定される雨水出水を指し、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水。
39	二次災害	ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。具体的には、大規模な地震後の火災、豪雨後の土砂崩れ、危険物施設の浸水による有害物質の流出などがある。
は行		
40	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

No	用語	説明
41	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や窓・ガラス、照明器具、外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のこと。非構造部材の被害は、構造体に被害が及ばない場合でも生じる可能性がある。
42	被災建築物応急危険度判定	住民の安全確保のため区が実施主体となって、地震で被害を受けた建築物について外観を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒の危険性を判定するもの。
43	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
44	避難所開設訓練 （避難所開設キット）	大規模な地震が発生したとき、速やかに避難所を開設するための訓練。区では、地震時の避難所開設の主体となる自主防災組織や、関係機関等を対象としている。避難所を開設する際の手順書として各避難所に配備されている「避難所開設キット」を用いて訓練を行っている。
45	福祉避難所	一般的な避難所での生活が難しい高齢者や障害者など特別な配慮を要する人を受け入れるための避難所。
46	不燃領域率	市街地の延焼のしにくさを表す指標。空地率と不燃化率の二つの指標で構成され、一定以上の広さの空地と道路が多く、耐火建築物などの燃えにくい建築物の割合が増すと市街地が延焼しにくくなることを示す。
47	防災行政無線 （同報系）	地震や風水害、大規模災害などの防災に関する情報を市民に屋外拡声器（スピーカー）から無線放送で放送し、いち早く伝達するシステム。
ま行		
48	無電柱化	電線を地下に埋設すること、その他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されているものに限る）の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱又は電線を撤去すること。
49	木造住宅密集地域	市街地において、木造住宅が密集して建っている地域のこと。老朽化した木造建築物が密集すると、倒壊・火災・災害時の活動困難等の危険があるため、整備が必要となる。
や行		
50	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げること。
51	要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。
ら行		
52	ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。
53	ライフライン	電気・水道・ガス・通信・輸送などの都市生活を支えるシステムの総称。
54	リスクシナリオ	基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。
アルファベット		
55	SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

北区国土強靱化地域計画

令和 年 月

発行・編集：北区 危機管理室 防災・危機管理課
